

令和2年第1回
城里町議会定例会会議録 第2号

令和2年3月10日 午前10時02分開議

1. 出席議員（14名）

1番	桜井和子君	8番	河原井大介君
2番	加藤木直君	9番	関誠一郎君
3番	猿田正純君	10番	阿久津則男君
4番	藤咲芙美子君	11番	小林祥宏君
5番	片岡藏之君	12番	杉山清君
6番	藺部一君	13番	鯉淵秀雄君
7番	三村孝信君	14番	小坪孝君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の職氏名

町	長	上遠野	修
副町	長	仲田	不二雄
教育	長	高岡	秀夫
代表監査委員		加藤木	昭博
まちづくり戦略課	長	大曾根	直美
総務課	長	鯉淵	和己
町民課	長	雨宮	忠芳
財務課	長	山崎	秀樹
税務課	長	鈴木	貴司
健康保険課	長	阿久津	忠昭
長寿応援課	長	井上	優
福祉こども課	長	増井	栄一
農業政策課	長	山口	成治
都市建設課	長	園部	繁
下水道課	長	皆川	尊志
会計管理者（会計課長）		小林	正雄
水道課	長	高瀬	浩文

農業委員会事務局長
教育委員会事務局長

片岡宗徳
小林克成

1. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長
書記
書記

阿久津雅志
町田めぐみ
高丸哲史

1. 議事日程

議事日程第2号

令和2年3月10日（火曜日）

午前10時02分開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

一般質問

午前10時02分開議

議員の出欠

○議長（小唄 孝君） 議員各位には何かとご多用のところご出席をいただき、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14名です。

開議の宣告

○議長（小唄 孝君） 定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、説明のため、町長、副町長、教育長、課長、局長、代表監査委員がそれぞれ出席しております。

また、議場内での携帯電話の使用は禁止されておりますので、マナーモード等のご確認をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス対策といたしまして、議場内でのマスクの着用及び水分補給を許可しております。咳エチケットに注意してくださるようお願いいたします。

傍聴人9名を許可いたしました。

議事日程の報告

○議長（小唄 孝君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおり議事を進めたいと存じますので、ご了承願います。

一般質問

○議長（小唄 孝君） それでは、日程第1、一般質問から行います。

なお、質問者は一般質問席へ登壇の上行い、最後の答弁まで一般質問席でお受けくださるようお願いいたします。

また、質問、答弁時間合わせて90分を超えることはできませんので、質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

さらに、類似した質問が出たときは、後から質問される方は、重複質問はしないようお願い申し上げます。

それでは、通告第1号、4番藤咲芙美子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 4番藤咲芙美子です。

通告により、4点について質問をいたします。

ちょっと声がかれてしまってすみません。お聞き苦しいかと思いますが、ご了承ください。

質問に入る前に、一言申し上げます。

新型コロナウイルスについて、各学校の休校などの対応に町としても大変ご苦労されていると思います。早い終息を願っております。

それでは、質問に移ります。

台風19号災害から5か月になります。大変な水害に遭いましたが、ボランティアの方や職員の頑張っている姿に感謝の声を寄せる方も少なくありません。

私は昨年、12月議会で、被災の対策について町の対応はどうだったのか、災害対策本部は機能していたのかなど質問をいたしました。

私は、被災者やボランティアの参加者からお話を伺いました。被災者からは、避難時の恐怖感、コミセンなどの避難所での非常食の対応、災害ごみを出す期間、ホロルの湯の利用期間など、不安、不満が聞かれました。ボランティアの方からは、マスクなどの衛生管理、けがなどの安全、トイレや食事の手配などの行動、活動の苦勞を話された上で、なぜ

こういうことを自分たちがやるのか、どうして役場が直接やらないのかという不満が話されました。

城里町の例規集によりますと、町には災害対策本部条例及び同施行規則があります。施行規則第5条によると、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるときに、災害対策本部を設置することになっています。災害対策本部が設置されると、町の全ての局、課が10の班に配置され、114の事務分掌をそれぞれの担当が担うことになっています。文字どおり役場が一丸となった取組になったはずですが、そして、この条例と施行規則がきちんと機能をしていたら、被災者の苦難はもっと軽減していたと思われそうです。

12月23日付総務課の「災害対応について」という報告文書によりますと、災害対策本部はつくったものの、僅か1日で災害警戒本部に切り替えてしまいました。災害警戒本部というのは条例のどこにも書かれておりません。なぜそうなったのか、条例に基づく災害対策本部はなぜ機能しなかったのでしょうか、お聞きいたします。お答えをお願いします。

○議長（小塚 孝君） 傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。4番藤咲英美子議員の質問に回答させていただきます。

今回の台風19号に関する対応でございますが、城里町におきましては、多数のボランティアの方々、そして職員の不眠不休の働きにより、比較的早期に災害廃棄物の撤去なども進み、関係された各位の努力に本当に感謝をしたいというふうに思っております。

また、避難所等におきましても、新聞やテレビ等を見ますと、他市町村では布団もなく、体育館に毛布1枚しか配布されなかったようなところも多い中で、城里町のコミュニティセンターの避難所におきましては、敷き布団、掛け布団、そして仕切りがある避難所となりまして、他の避難所に比べて非常に人間的な避難、時間を過ごすことができたということで、お褒めの言葉もたくさんいただいております。

災害対策本部を早期に災害警戒本部に切り替えることができたのは、それだけ対応が順調に早く進んだ結果として、そういったことも可能になったんだというふうに認識しております。

災害対策本部のときには、一定数以上の職員が災害対策として通常の業務を離れることとなりますが、それは災害対策上有効である一方で、通常の業務を停滞させることとなります。災害を受けていらっしゃる方が、通常のような行政サービスを求めて窓口に来てくるときに、担当者がいないのでお待ちください、また、対応がしばらくできませんというような、そういったご不便をかけることも一方では発生する懸念がございます。

そういうことでして、災害対応をきちんと行いながら通常業務もきちんと行うために、そういった対応がなされたものと考えますが、その他各項目につきましては、総務課長よ

り答弁をさせます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ご答弁ありがとうございます。

確かに、私はこの町の職員さんたち、ボランティアさんたち、本当にみんなよくやったということは、私自身も存じておりますし、否定はいたしません。しかし、それを評価するのは町民の方であって、町長が率先して言うことではないのではないかと思います。

私の質問は、なぜ災害対策本部が機能しなかったかということなんですけれども、災害対策本部施行規則の分担表を見ますと、ボランティアについては、避難誘導班として、つまり町民課、税務課、福祉こども課、長寿応援課が対応することになっています。さらに、炊き出しは教育委員会というように、各課が総がかりで取り組むのが条例の方針でした。組織的な動きで役場全体が一致団結の下で機能していれば、町民もそういった評価をくれるかもしれませんが、これだけでも災害対策本部を実施、機能させなかったことの影響は大きいと言わざるを得ません。

町長が具体的に今、一生懸命やったと、災害警戒本部に切り替えることができたのは、通常の業務に戻ることができたからとおっしゃいました。しかし、この災害警戒本部というのは、ちょっとまた別な意味なんですね。ですので、何で災害対策本部が実質機能させなかったのかなというのをちょっともう一度お聞かせいただけますか。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） ただいまの4番藤咲議員のご質問でありますけれども、災害対策本部の設置基準として、大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあるとき、災害救助法が適用される災害が発生したとき、その他本部長が必要と認めたときなどがありますけれども、運用上は一定規模の職員の動員が必要であって、今回の災害対策本部から災害警戒本部への移行は適切であったと考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 適切であったとお答えいただきました。

災害警戒本部というのは、この町の条例にはないんですよね。この町の条例の中に対策本部はあるんですけれども、警戒本部というものは言葉は出てきません。

繰り返し言いますが、例規に基づく対応をしなかったことを私は問うています。そのために対応が思いつき、その場しのぎになっていたのではないかと思うのです。つまり、災害対策本部条例に基づいて役場全体が組織立った活動をしたのかどうかと聞いています。

12月議会で、教育長の答弁によりますと、10月12日には町長は夜中に道の駅に行っているようです。果たしてそれで対策本部の責任者としての仕事ができるのか、私には疑問です。

災害対策本部、本部長、副本部長、本部員があり、総括班、情報班、広報班、調達班、避難誘導班、医療救護班、応急復旧班、給水班、食糧文教班、消防班の10の班に分かれます。そして114の事務分掌が記されています。これは皆さんご存じですよ。これを分かった上でやっていらっしゃるんだと思うんですけども、住民の生活全般にわたる内容です。全方位の内容になっています。これは被災者の生活が落ち着くまで継続すべきではないかと私は考えております。

町の行政運営は、法律や例規にのっとり、住民の暮らしと命を守る立場で行うべきと考えております。条例にのっとりた災害対策本部と施行規則がなぜ運用できなかったのか疑問に思います。お答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

災害対策本部は設置されております。そして、台風の通過後、災害警戒本部に切り替えられております。ボランティアの手配、それから避難所の運営、さらに消毒薬の配布、ごみの片づけなど、災害対策本部から災害警戒本部に切り替わった後も、あるいは税務課では罹災証明の発行など、それぞれの課は災害に関して必要な自らの業務を、災害警戒本部に移行した後も各部署で行っております。ですので、災害対策本部だから、災害警戒本部だから機能しないということはありません。一つ一つのその時期その時期に行うべき業務を各課で行っておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ということは、条例がなくても行政運営はできるということなんでしょうか。

思いつきの、またその場しのぎの施策では、町民の命は守れないと思うんですよ。私は今回の災害で、被災された人々、頑張られたボランティアの職員たちの貴重な経験が、もしもまたやってくるかもしれない災害のときに生かせるような質問を行っています。

警戒本部に切り替えたからという、それは同じようなものだということも町長の答弁から感じられますけれども、警戒本部と災害対策本部は違いますから。災害対策本部というのは、住民が普通の生活に戻れるようになるまでの、おおむね町としてどういうところまで回復しているかというようなことを見た上で、きっちりとやっぱりそれは条例とか規則とか、そういうものにのっとりたもので住民を見ていただきたいと思います。と思うのです。

要するに、今、町長の答弁では、本当に行政運営は条例どおりでなくてもできると、そ

の場その場で気がついたところがあれば、やればいいんだというようなことを言われているような感じがします。今回の町の対応は、町の例規に基づかない、本当に思いつきの、その場しのぎだったということが分かりました。

どうやら町は、災害対策本部を設置する必要性をあまり大きく、災害対策本部はつくったけれども、つくったというのは聞きました。聞いていますけれども、実際に書類上でも災害対策本部はつくったと言われてはいますが、しかし、これはいろいろ理由があるんですよね。

自治体の仕事がそれでいいのかどうかというのは、私は違うと思っていますけれども、災害対策本部って、住民が、じゃ何で、お布団が欲しい、もう寒くなるから暖房器具が欲しい、毛布が欲しい、もう少し早い時期に必要な物品があったらよかったとか、お茶わんが欲しかった、鍋が欲しかった、そういう声が聞こえて、後になって、12月頃でしたか、もうそろそろ11月の末になると、12月になると寒くなるので、欲しいなというような声は聞いていたんです。それで、言っていたりとか、それからホールの湯の期間をもっと延ばしてほしいとか、そういうような声は非常にあったと思うんです。

そういうふうな声を言ったとしても、なかなかそれは組織的な動きとして、どこそこにきちんとかういうことについてはこうなんだよというようなことを出していかなかった。本当に思いつきで、ああ、ホールの湯で要望があるから、じゃ、少し期限延ばそう、じゃ、11月じゃなくて12月いっぱいにしてしようというような、その場しのぎのやり方だったのではないかなと私は思うんです。

ですので、非常にこういうことについては、生活面全般について、10の班に分かれた114の事務分掌をもう少ししっかりと検証して、そして住民の生活の中に行き渡るような役場の対応であってほしかったなと思っています。

私のここの災害対策本部についての要望としては、しっかりと住民の声を聞き取り、経験を取りまとめ、もしものときに備えることが大事だということを申し上げて、(2)の今後の対策に移ります。

今後の対策についてお聞きいたします。

被災者の日々の暮らしは、私たちの想像以上に過酷です。次から次へと出てくるごみの処理と緊急で疲労こんぱいです。それでも役場に行っているいろいろと相談をしたり、書類を出すことがあります。そういうときに、役場に来て庁内をぐるぐる回されることがあるとたくさん聞きました。

被災された方が1か所で要件が済ませられるような対応が必要だと思います。窓口の一本化は役場の被災者に対する最低限のサービスだと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

そういったことに対応するために、被災から一定期間たった後、住民向けの説明会を行いまして、全ての関連する課が一堂に会しまして、その説明会の会場で住民票の取得から、あるいは支援金の請求、あるいは病院における窓口負担の免除申請等、複数にわたる申請が1つの会場で完結するような、そういった住民向け説明会を被災地及びコミュニティセンターで行いまして、多数の住民が来られまして、その場で多くの方が一括申請をなされまして、大変好評であったところでございます。

また、そういった一斉説明会の場に来られなかった方に対しましては、通知文等を送って内容をお知らせしたところではありますが、次回の災害に向けて、そういった説明会の回数等も今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小坪 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 住民への説明は本当に頻回に行っていたきたいと思っております。今回、住民に行き届くような説明会であったというようなことは、住民の方からも聞いております。

防災の危機管理課など、私は一括で対応できるシステムがあればいいのかなと思うんですが、相談しに来た住民を、ここ用事済んだから、その件についてはここでは分かりませんので、別な課に行ってください、別な課に行けば、もうここはここで終わりですから別な課に行ってください、2階にどうぞ、そういうような形で住民をころころとたらい回しにするということはどういうことなんだろうと、私はそこを問うています。相談に来た人たちを動かすのではなく、必要な課が移動してくる、そういうことをしてほしいなと思っております。

でなければ、例えば水戸市の例なんですけれども、水戸市では災害対策本部がきちんと1階の入り口にあって、いろんな課があって、ここが終わったら、じゃ、そちらに行ってくださいと言って、そんなにあちこち課を動かさないで、その場でできるようになっているんですね。

ですので、私は、新しくできたこの庁舎の町民の広場が今、確定申告の場所に使われていますけれども、そういう広場があるんですから、そういうところを利用してやっていただきたいなと思っております。一時、早い時期に町民課が対応してしてくれたことがあったようです。私はそれを存じております。町民課さんよくやっているなとお伺いしておりますけれども、しかし、ほかの都市建設課とか福祉こども課はどうですかと言ったら、いや、そこはちょっと私たち担当じゃないので、行ってもらっていますというようなことなんです。それはとても柔らかい物腰で、非常に私は、ああ、よく対応してくれているなと思うんですけれども、それでもやっぱり町民の方はあちこち動かされるということが、非常

にたらい回しをされるという違和感があるんですね。

ですので、災害対策本部ができたときには、少し二、三か月落ち着くまでそこで見てもらうとか、二、三か月とか言わないです、期日は設けません。住民が落ち着くぐらいまで、どうなったら落ち着いているのかというようなことを住民の方から聞きながら、それは対応をしていただきたいなと私は思っております。

いかがでしょうか。1か所で、一括で対応できるようなシステムを検討していただきたいと思うんですけれども、お答えください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問にお答えいたします。

今、水戸市との比較が出ましたけれども、水戸市さんの対応もいろいろあったんでしょうし、城里町のほうがむしろ早くよく対応できた部分もあるかと思っておりますので、その点はよく一つ一つの事務が、どちらのほうが適切に迅速にできたかというのは、もう一度よく見ていただきたいというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、全ての担当課を1か所に集めて、また被災地にも出向きまして、それからコミセンでもやりましたが、何回か住民説明会を行いまして、多くの住民の被災者の方々がその説明会に来て、その場で、1か所で様々な支援金や免除の申請ができております。一部どうしても説明会に来られなくて、後で個別に窓口に来た方もいらっしゃるかもしれません。そういったところで漏れがあったのかとは思いますが、新しい庁舎でコンパクトにまとまっておりますので、それほどたくさん移動距離ということでもないかと思っておりますので、ご理解いただければと思っておりますが、先ほども申し上げましたとおり、一括で手続が全部済むような説明会の日程ですとか回数ですとか、そういったことについては、次回の被災のときに向けて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 水戸のことを言っていましたね。どちらが早く対応したかということをおっしゃいましたけれども、何が早く対応したんでしょう。

ごみの片づけは、それは聞いています。しかし、ごみの問題を言っているではありません、私は。いち早く対応してくれたのは、本当にいろいろ存じております。罹災証明書、そういうものも早く対応しました、そういうごみも早く対応してくれました。水戸のほうが遅かったと。何か、だから遅かったんじゃないかということじゃなくて、私は一括でできるんじゃないかと、1か所に集めてやっていただきたいということ。

それから、多くの説明会に来てもらって多くの人にご理解いただいたと言いますけれども、多くの人ではなく、全被災者の中の全部じゃないです。私は、多くの説明会に来て、

10分の10だったら、10分の5、10分の6ぐらいだったら多くの人になっちゃいますよね。そういうことじゃなくて、全体的に見て本当に収束しがちなのかな、どうなのかなと思うときまで住民に目を向けていってほしいと申し上げているんです。何でそれが分かっていただけないんでしょうか。私は非常に残念に思います。そこのところを少しでも検討していただくと町長のお口から答弁いただきましたので、それは検討をしていただきたいと思っております。

河川の対策など、住民の説明を考えていますかということで、次に移りますけれども、国の那珂川緊急治水対策プロジェクトが出されています。緊急治水の対策プロジェクトというのは、こういうのご存じですか。町長、見ていますか。見ていますと。これは総務課と都市建設課に説明が行ったと思うんですけれども、県からですか、説明があって、こういう書類を渡されています。

この対象となる市町村の中には城里町も含まれています。それゆえにこの用紙が渡されていたと思うんですけれども、この対策プロジェクトは、地形や現状の土地利用を考慮した遊水地や霞堤整備を検討しています。これを利用するときには、家屋の移転や住宅のかさ上げなど必要になってきます。したがって、総務課、都市建設課だけでなく、那珂川の周辺に住む人たちに深く関わりがあることから、ほかの課も周知する必要があるのではないかと考えています。そして、住民への周知が必要だと思っております。そのことはいずれも施行規則にも記されておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

那珂川緊急治水対策プロジェクトに関して、住民に関わりのある全ての課はもちろん、全ての住民に周知する必要があると思います。いかがでしょうか、お答えください。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人2名を許可いたしました。

総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） ただいまの4番藤咲議員のご質問でありますけれども、国の緊急治水対策プロジェクトというものがございまして、こちらのほうである程度事業の概要等は示されましたけれども、まだ町のほうに具体的なものは示されておりません。ですから、先ほど藤咲さんが見ていられた資料の中に、確かに霞堤とか遊水地とかという言葉が出てきますけれども、それがどこになるかとか、どういう整備をするか、いつやるかとかいうのは、まだ具体的に示されていない状況であります。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） ありがとうございます。

これは確かにどこにするかという具体的な対策のものはまだ示されておりません。しかし、今のうちにこういうものはありますよということで、各課の人たち、それから住民にも、

今どういうことになるか分かりませんが、これから検討します、今は全部の課だけでもいいと思うんです。役場の庁舎の中だけでこういうのが来ていますよということで、国から来ていますというようなことで周知してもらおうということ、住民には、それが確定したりとか、それからきちんと国から来たときには、具体的に示されたときには、それは説明でもいいかもしれませんが、できれば庁舎内の課長さんたちにだけでも本当に知っていただければいいかなと思っております。

私はこういうのを出し惜しみする必要ないんじゃないかなと思うんですね。ですので、十分に出して行って、こういうのが来ているから、これからこういうふうになるかもしれないし、何とか国からの説明はこうでしたと伝えていただければいいのかなと思っております。それで検討していただければいいのかなと思うんですけれども、具体的に何か答弁いただけるのであれば、答弁してください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

城里町内で具体的に関係することとしましては、那珂川の堤防整備、坏地区におきまして無堤防の区間があります。それから今回、堤防が切れた区間もございます。そういった無堤防区間につきまして、この那珂川緊急治水対策プロジェクトの中で、しっかりとした堤防整備が行われるよう、町として要望活動を行っていきたいというふうに思っております。

現時点では、プロジェクトやるよということは書いてありますが、例えば那珂川の坏地区の堤防について何年以内に完成させるとか、そこまで踏み込んだ具体的な記載や計画がまだないものですから、これから計画を立てていくものだと思いますので、町としては、国土交通省などに対して、しっかりとした堤防整備を要望していきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。

ぜひ住民にも周知をしていただきたいと思います。これは遊水地になったときに、霞堤になったときに、住民にかなり影響が出てきますので、ぜひ検討していただきたい、早めに周知をしていただきたいと思いますなと思っております。

それと、次に西田川の氾濫についてちょっとお聞きしたいんですけれども、西田川の氾濫、那珂西地区の住宅が被害に遭いましたけれども、西田川の水源に小坂のため池があるんですね。それで、西田川の氾濫と小坂のため池の水位がどのように連動したのか、また西田川の氾濫の原因をどのように捉えているのか、町としてどうなのか検討しているのであればお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答させていただきます。

西田川の氾濫は、端的に言えば、上流で雨がたくさん降ったために氾濫したということに尽きるかと思います。

具体的には、今回城里町内において最大の降水量を記録しましたのが徳蔵観測所、旧七会村の徳蔵観測所におきまして、令和1年10月、2日間で230ミリの雨が降っております。2日間で230ミリも西田川の上流域で降れば、それは河川の容量を完全に超えますので、氾濫するのも現在の河川的能力からしたら起こってしまったというふうに解釈しております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 上のほうですか、雨降ったと。そうですね、今回は異常な降水量でした。確かに2日間で230ミリというのは、そうだったと思っています。雨が降ったから、大雨になったから仕方のないことだ、氾濫したのは当然なんだと言って、そういう認識なんでしょうか。小坂のため池がもし、今回のように多分何にも影響がなかったと言えるのでしょうか。私はそこをちょっと心配しているんです。

要するに、西田川の上流に小坂のため池があるんですけども、小坂のため池が決壊したりとか、それから地震で緩んで漏水したりとか、そういうようなことはないのかどうかとか、そこら辺もちょっと含めながら心配をしているんですけども、対策は何も考えていませんでしたか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

西田川は県管理河川となっておりますので、県のほうできちんとした対策を取られるよう、町としても今後要望していきたいというふうに思っております。

例えば、常北中学校の下のほうの新道川とか、あれは町管理河川ですので、町のほうで拡幅工事を行ったりして浸水対策を行っているわけですが、西田川につきましては県管理河川ということで、県のほうでしっかりとした対策がなされるよう町としても申入れをしていきたいというふうに思っております。

また、小坂のため池につきましては、農業政策課が所管でございますので、農業政策課から小坂のため池について答弁をさせます。

○議長（小坏 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

まず、小坂のため池の概要でございますが、小坂のため池につきましては、大規模改修

を昭和56年から昭和58年の3か年にわたり実施をいたしております。総事業費が8,000万円となっております。整備内容につきましては、堤体の整備、それと洪水調整のための余水吐の整備がこの工事で行われてございます。小坂のため池につきましては、目的が農業用ため池でございますので、治水機能を兼ね備えたため池とはなってございません。

国におきましては、平成30年7月の西日本豪雨を受けまして、大きな被害を受けたため池の対策としまして、全国でため池の緊急点検を実施いたしました。緊急点検の結果でございますが、本町では防災重点ため池に該当するため池とはなってございません。

近年頻発する豪雨等の対応につきましても、ため池を管理する土地改良区共同受益者と協働連携を取りながら、ため池の安全確保に適切に連携してまいりたいと思います。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ため池は、防災にはなっていないということなんですけれども、では安全確保はこれから続けていかなければならないと思うんですけれども、具体的に、農業用水だからダムを整備でもないし、ダムでもないし、ため池で防災にもなっていないから、そのままいいんだということの認識なんですか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 4番藤咲議員のご質問にお答えを申し上げます。

あくまでも農業用ため池ということで、使用目的がかん水目的でございますので、防災目的を持ったため池ではないということでご答弁申し上げたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） やっぱり今回のような大雨が降ったときには大きな影響が出るんだと思うんです。そういうことも勘案しながら、今後、ため池なれども見過ごすことなくしっかりと見ていけるような、農政課での管理管轄での管理なども少し見ていただければいいかなと思っています。ですので、防災災害については本当に全部の課が対応します。全部の課でしっかりと一致団結しながらやっていかなければできないことだと思っておりますので、ぜひ農政課のほうでもしっかりと確認をしていただければいいかなと思っています。

それで、2番目の最後です。

水害危険地域のハザードマップの配布と住民への説明ということで、これは梅の杜の地区の人たちの中にハザードマップを見たことのない人がいます。これの存否は命に関わることですので、該当地域の人らには無条件で配る必要があると思いますが、ハザードマップの件、お答えください。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） ただいまの4番藤咲議員のご質問でありますけれども、洪水ハザードマップは国が公表した河川整備の目標とする降雨を基に作成、配布をしています。その後、水防法等の改正があり、想定し得る最大規模の降雨に高められ、これを受けて、町では簡易的に広報紙等でお知らせをしています。

また、令和2年度には浸水想定区域等、土砂災害警戒区域を示した災害ハザードマップを作成し、住民の皆様にご周知をする予定でおります。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 今年度の予算にハザードマップ地図作成と書いてありました。300万でしたか、入っていたと思うんですけれども、それとは違うんですか、じゃ。新しいしっかりとした地図ではないということですね、じゃ。どういう地図を想定して予算に入れたんでしょうか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 先ほど言いましたけれども、国・県が示しています河川の危険区域とか土砂災害の危険区域、それに避難所等の情報も入れて作成をしたいと今考えております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。

しかし、そのハザードマップは配布しているかというようなことで私は聞いたんですけれども、想定していますということで、じゃ、これから作るんですね、改めて。作るんですね。そうですか。じゃ、作ったときには、ぜひこれは該当地域の人たちだけでなく、全町民に渡していただきたいと思います。

先日、新聞に折り込みになりました。薄い、城里町の中でスポンサーが脇に入っていて、そして浸水地域ということで表示されたハザードマップみたいなものが去年も入りました。今年も入りました。あれは、多分あれを想定してのことかなとは思いますが、あれだけでは全然満足いかないですよ。ああいうものなんですか。あれがハザードマップなんですか、町の出している。あれは別なところを出しているんですよ。ちょっと私、今持ってきていなかったんですけれども、新聞に折り込まれたものだったんですけれども、そういうようなことなくして、今回を機に全町民、全世帯にハザードマップを配布していただきたいと思います。ご検討ください。よろしくお願いします。

最後に答弁してください。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 4番藤咲議員のご質問ですけれども、先ほどもご答弁いたしましたけれども、全戸配布ということで考えております。A1のサイズですから、結構大きいサイズで今のところつくる予定でおります。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。町民も喜ぶと思ひます。

では、2番目の子育て支援対策についてお伺ひいたします。

国民健康保険の均等割の見直しを求めます。

国保税における子育て支援策、すなわち国保税賦課の均等割の問題について質問いたします。

国保は、国民皆保険の最後のとりで、つまりセーフティーネットとして1961年にスタートしました。そして、この約60年の間に日本の産業構造も状況も変わってきました。当時44%いた農林水産業の人は2.3%に減り、無職者が9.4%から43.9%に増えました。65歳から74歳の前期高齢者は、4.8%から41.1%になっています。もともと国保はほかの健康保険から漏れ落ちた人のセーフティーネットの役割ですから、低収入の人が多いのです。

しかし、1984年は、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は49.8%でしたが、2016年は20%台にまで落としました。国保に対する国庫支出金を大幅に減らしています。国保の1世帯当たり所得は全国平均140万円です。全国平均の協会けんぽ所得の249万に比べて、国保世帯は100万円少なく、組合健保は387万円ですから、国保世帯は平均240万円少ないのです。協会けんぽ、組合健保は、事業者が基本的には折半しています。

このように、国保は世帯の所得が少ない上に、国庫支出金が大きく減らされていることから、被保険者の負担はますます増える一方です。これでは助け合いたくても助けられない。その上、国保には均等割が上乘せされています。城里町の均等割は1人当たり4万1,500円です。この均等割は人头税と言われるもので、生まれたばかりの赤ちゃんにも課税されるんです。

2015年、全国知事会が国に対して、持続可能な国民健康保険制度構築に向けて緊急要請を提出しました。そこでは子育て支援の観点から、子どもにかかる国保料均等割の軽減などを真摯に検討することと求めています。

子育て支援を発信している城里町です。子育て支援策については私も同じ思いです。国保税の均等割の廃止を求めると同時に、差し当たり子どもの均等割の減免を求めたいと思っております。ご答弁をお願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、4番藤咲議員のご質問に回答をさせていただきます。
防災関係から、今度、健康保険関係の質問に移っていただきました。

国民健康保険の均等割の見直しについてご質問をいただきました。

子どもの均等割の減額についてですが、ほかにも子育て支援として保育料金、幼稚園料金3歳・4歳・5歳児無料化や学校給食の無償化、高校生までの医療福祉費支給制度、マル福・マル特の拡大などが行われております。これらのことから、現時点で議員のご指摘の方法による減額は難しいと思われまます。

国民健康保険制度は、町民の皆様の健康を守る上で重要な施策であり、将来に向けた持続的な制度として安定的な運用をすべきものと認識しております。町としましては、今後も国民健康保険事業の健全な運営に努めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） 難しいから、健全なものとしてやってほしい、そのまま何もしていないということのような答弁ですが、今、私が申し上げた国保の現状って存じていますか、町長。国保の人たちは本当に負担が多いんですよ。健康保険の人たちには、確かに折半で、会社で受け持ってくれますので、多くもらってもこのぐらいかなというようなことで、最終的にはいいんですけれども、私もそういう経験はありますけれども、国保になってからというのは、所得割、均等割、平等割があります。それで全部含まれているんです。

それで、均等割も1人当たり4万1,500円なんですよ。本当に大変なんですよ。みんなで支え合う、現実には支えたくても支えられない、非正規状態で、不安定な生活でやりくりしているんです。

国保加入者の所得は、世帯当たり全国平均140万円です。そこから国保税として年額10.1%払っているんです。協会けんぽは7.6%、組合健保は5.8%です。この2つの医療保険に比べて、国保の世帯は本当に重い負担を強いられています。これ、普通の生活できますか。被保険者の負担を少しでも減らして、子育てできるようにしてほしいんです。

城里町には、母子家庭で生活を支えるためにダブルワーク、トリプルワークを頑張っておられる方がいます。それを様々な形で応援している人たちもいます。町としてもそういった方々の応援をする必要があると思うんですが、答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

国民健康保険は皆保険制度として設立され、被保険者の保険税で賄うこととなっております。

ます。

給付費を支払うためには、その財源となる納付金を県に納めることとなりますが、子どもの均等割を軽減するということは、高齢者世帯や単身世帯など、他の被保険者にその負担がかかることにもつながります。また、国からは一般会計からの繰入れをしないよう求められております。一般会計から繰入れをしますと、赤字解消のための改善計画を提出することとなり、最終的に赤字を解消するために、保険税を上げなければなりません。さらに、一般会計から繰り入れるということは、国保以外の住民の方の税金を充てることとなり、理解を得られないことも考えられます。

税の公平性という観点から考えますと、子供の均等割を軽減するということは、幾つかの問題点がございまして、現在は難しいと思われまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 均等割、高齢者にもかかっています、そういうことで繰入れもしないようにされている、国からもぎゅうぎゅう締めつけられ、住民からもぎゅうぎゅう締めつけられ、本当にもう自治体は大変な思いをしながら、県の国保に今度県に支払うような形になるというのは、私自身も勉強しまして、本当に大変だと苦労されているのはよく分かります。しかし、私はそれ以上にも増して、町は最後のとりでとさっき言いましたけれども、本当に住民の最後のとりでは自治体なんです。

先ほど担当課の課長さんから、不公平になるというようなこと、以前も町長からも不公平になるというようなことをお聞きしました。不公平ではないんですよ、地方自治法第1条の2、地方公共団体の役割と国の配慮、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。地方自治体の役割は、住民の福祉の向上を図ることと記されていますが、不公平ではないんです。

ですので、自治体でも本当にぎゅうぎゅう締めつけられながらも、これではやっていけないと、本当に住民に目を向けている自治体があります。私はそういう自治体になっていただきたいなと思って質問をいたしました。答弁お願いいたします。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、現在は難しいと思われましてと答弁をさせていただきましたが、県議会のほうで知事が、子育て支援の観点から、子供の均等割額の軽減措置の導入につきましては、全国知事会とも連携して、国に対し引き続き要望してまいりますと答弁しておりますので、町といたしましては、今後の国の対応を見ていきたいと思っております。よろしくお願ひい

たします。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） ありがとうございます。そういう答弁を聞いて、本当にうれしく思います。

私は、こういう本当にお金を払いたくても払えない住民がたくさんいるということ、そして短期保険証や資格証明書などをやむなく渡されなければならないようなそういう人もいます。ですので、そういう人たちに少しでも減らしていくようにしていただきたいなと思っております。

県でも子供の均等割を検討していきたい、そして国に要望していきたいということを聞きましたので、そういうことで要望をしていきたいと思っております。私は引き続き均等割の軽減をせめて子供だけでもという、冒頭に申し上げました、差し当たり子供の均等割の減額、減免を求めたいと思っておりますということで質問いたしましたので、ぜひお願いをしたと思うんですけども、検討だけではちょっともう一つ足りないところがあるので、答弁をお願いできませんでしょうか。もうちょっと踏み込んで答弁していただきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 国民健康保険の均等割の見直しについては何度も熱心に藤咲議員からご質問いただいている項目でございます。先ほど保険課長が申し上げましたとおり、全国知事会等でもこの制度の見直しについて要望しているということですので、そういった要望活動に対する国の対応などを見極めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 分かりました。ぜひ検討していただきたいと思っております。

それでは、3番目のがん検診についてお伺いいたします。

がん検診ですね、がん検診について若い世代の女性、お母さんたちの受診率を上げることについてお聞きいたします。

がんについては、早期発見による早期治療が求められており、特に若い世代は早期発見が鍵であると言われております。知識として持っているだけではなく、自らが自分のこととして捉え、受検することが肝要です。そのために啓蒙やPRが必要だと考えます。門口を広く、敷居を低くすることが必要です。PRには紙面やスライド、映像など、若い人たちが受け入れやすい方法を駆使することが望まれると思っております。若年層だけでなく小・中学校から実施していくことが重要ではないかと考えます。

当町では、がん推進事業として、子宮頸がん検診21歳のみと、乳がん検診41歳のみの方

象に無料クーポン券が配付されています。しかし、平成30年での乳がん検診対象者は87人に対して受診者が26人、29.9%です。子宮頸がんの対象者81人に対し受診者が4人、6.2%でした。

この受診の結果に満足はしていないと思いますが、私は症状が進行したがんの治療には、子供や家族、仕事にも、生活全般において個人の身体的、精神的苦痛が重くのしかかってくることを危惧しています。早期発見で早期治療ができることで、安心できる生活を送れることを周知することが必要と考えます。それには適応年齢に達する時期を待っているのではなく、がんなどの病気から命を守るための予備知識を得ることはとても重要です。

現在、学校では子供から保護者へのメッセージカードを贈るなど行われていますが、さらに学校の協力を得ながら、小・中学校の時期からがん検診の必要性を子供たちの胸に響くような学習をしていくことが必要ではないかと考えます。

町として、どのような対策を考えていますか。受けやすい環境など対策はお持ちでしょうか、お答えください。

○議長（小唄 孝君） さらに傍聴人1名を許可いたしました。

町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

がん検診に関する質問に移っていただきました。がん検診につきましては、早期発見、早期治療につなげることから、非常に重要な事業だというふうに考えております。若い世代のお母さん方の受診率を上げるため、町としても今後様々な対策が必要であるというふうに考えております。

担当課でも新しい施策等を今計画しておりますので、担当課長から説明をさせます。

○議長（小唄 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 4番藤咲議員のご質問にお答えいたします。

現在、町では、毎年21歳になる対象者に、子宮頸がん検査が無料で実施できるクーポン券を送付しております。また、来年度からは子宮頸がん検診、乳がん検診は、スマホ世代のお母さんたちの受診率向上のため、インターネット予約ができるように準備をしております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 4番藤咲英美子君。

〔4番藤咲英美子君登壇〕

○4番（藤咲英美子君） そうですね、できれば門口を広く持っていただきまして、ぜひ広めて、広くしていただきたいと思います。

ただ、やっぱり受診率が、乳がん検診が87人に対して26人、それから子宮頸がんが81人

に対して4人の6.2%ということで、非常にあまり高くない数字になっております。この数字を少しでも特定健診並みに持っていけるように努力をしていただきたいなと思っております。

小・中学校の時期からがん検診など、必要性を訴えるような、必要性があるようなそういう中から周知をしていけるようにしていただければ助かるなと思うんですが、小学校のほうでは何かそういうことは学校ではないですか。なければいいです、大丈夫です、結構です、すみません。

女性のがんについては、多くの女性に検診を受けていただきたいと願っています。受けやすい環境など、啓蒙など周知を要望をいたして、次の質問に移ります。

最後の質問です、マイナンバーカードです。マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードの制度開始から4年になります。しかし、国の情報管理への警戒感、手続のわずらわしさも取扱いの心配などの理由から、普及は十分ではないようです。つい先日も弘前市で情報の漏洩事件があったばかりです。内閣府が2018年に発表した世論調査では、取得した人は住民の13%にとどまっています。取得していないし今後も予定はないが53%でした。必要が感じられないが6割以上です。個人情報の漏洩やカードの紛失や盗難を心配する意見も少なくありません。

ところが、政府は昨年6月、マイナンバーカードの普及を強力に推進する方針を打ち出しました。政府は安心・安全や利便性の向上をうたい文句にしていますが、カードが広く普及した後にやってくるのは高度な監視社会です。カードは全て顔写真つきです。これが監視社会に大きな意味を持ちます。全ての住民登録者のマイナンバーと顔写真のデータベースが構築されれば、張り巡らされた監視カメラと顔認証システムによって、個々人の行動は容易に分ってしまいます。

さらに、税や銀行預金、医療、福祉の個人情報がカードでひもづけられれば、政府は個人一人一人の健康やその履歴、財産などを瞬時に入手できるようになります。安心・安全どころか、国民の一人一人のプライバシーが満載されたマイナンバーカードは、漏洩や誤送付の危機にさらされてしまいます。危険な国民監視社会を加速させかねません。

このような危険なカードですが、政府は今年3月にも健康保険証代わりにマイナンバーカードが使えるようにすると大宣伝しています。しかし、カードがなくても健康保険証があれば受診できます。逆に窓口でカードと保険証の二本立てになったり、本人確認の機器の操作に手間取ったりして混乱を招くと、不安は広がっていると聞きます。政府は、国家公務員や地方公務員には今年度中のカード取得を求めています。強制だと怒りが広がっています。いずれもカード普及が思うように進んでいないことが背景にあります。カードを記載した行政文書の誤送付や国、自治体によるマイナンバーつき情報の漏洩が頻繁に起きています。

プライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。2018年2月には、横浜市で

マイナンバーカードが盗まれる事件がありました。マイナンバーの個人情報には危険な状態にあります。町において普及を進めるには役場職員にということ、町長自らが職員に強要するようなことがあってはならないと思っています。マイナンバーは義務ではありません。町長は、マイナンバーを持たなくても行政手続きができることを町民に徹底していただきたいと思っております。答弁をお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 4番藤咲議員のご質問に回答させていただきます。

マイナンバーカードについてということでご質問いただきました。マイナンバーについてはそういった危険性から、マイナンバーカード必要がないとする立場の方もいらっしゃるかと存じます。また、城里町におきましては、マイナンバーがないと行えないような行政手続きは現在のところないというふうに思っております。

一方で、今年度の予算が、令和2年度の予算が成立しましたが、その中で国の施策として、マイナンバーを使った消費拡大策というのが取られておまして、マイナンバーカードを作った人がマイキーという暗証番号を設定すると、この2つの条件を満たした人に5,000円をプレゼントすると、5,000円分のキャッシュレス決済のポイントを配付するということが今年度予算に入っております。これが所得制限等が一切なく、その5,000円のポイントをもらえる唯一の条件が、マイナンバーを作ることとマイナンバーカードを作ることというのが条件、マイナンバーカードを作ってマイキーを設定するというのが条件となっております。

以前、所得制限付きのプレミアム商品券などの場合は、それほど窓口で混乱がなかったんですが、所得制限のついていないプレミアム商品券を発売したときに、窓口で長蛇の列ができてなかなか買えないということで、いろいろ並んだ方から、この行列何とかならないかということでお叱りをいただいたことが何年前にありましたが、今はまだあまり宣伝させていませんが、6月ないし7月ぐらいから多分大きく宣伝されて、マイナンバーカードを作りませんか、マイナンバーカードを作ってマイキーを設定すると5,000円分のキャッシュレス決済ができますよということで、コンビニエンスストアとかスーパーとかでシャリンと使って使えるポイントが、マイナンバーカードを作った人がもらえるということになりましたので、私もマイナンバーカードを作ってみました。確かに窓口での本人確認とかマイキーの設定に、1人カードを発行するのに1分、2分じゃ済まないんですね。やはり10分とは言いませんが、数分はかかるんですね。1人当たりマイナンバーカードを発行してマイキー設定するのに。

これで城里町の今マイナンバー発行数が10%ぐらいですので、まだ90%の人がマイナンバーカードを作っていないと。その人たちが6月7月ぐらいに5,000円もらえるというふうに分って、一斉に町民課の窓口や支所やアツマーレの窓口に来て、マイナンバーカード

を作りたいんだということで窓口に殺到した場合、長蛇の列になるおそれがあるというふうに危惧しているところです。

そういった混乱を防ぐために、役場の職員ですとか公務員の方が、今はまだ町民課の窓口も支所やアツマーレの窓口もすいていますので、混雑しない今のうちにマイナンバーカードを作っておくというのは、混雑緩和の観点からありがたいことだというふうには思っているところであります。

そういった観点から、職員、国からも今年度内に、公務員については作るよというということで、私も通達を受け取っておりますので、極力今年度中に公務員については作るよというところをお願いをしているところですが、強制ではございませんので作っていない職員の方もいるかと思えます。

傍聴している方もいらっしゃいますが、マイナンバーカードをもし作るという意向がある場合は、そういった混雑が予想されますので、現時点では非常に窓口もすいておりますので、窓口のすいている間にマイナンバーカードをできれば作っていただきたいというふうに思っております。申請から取得まで私も1か月ぐらいかかりましたので、恐らくそういった消費活性化策が出てくると、直前になって窓口に殺到することを大変危惧しておりますので、そういった面で混雑緩和のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） 町長は私の言っていることは全く聞いていません。国の言うことをそのまま聞いている。国の言うことをそのまま聞いて、住民の危険性は考えていないということを私は感じました。

マイナンバーカードというのは、今、先ほど申し上げましたけれども、個人の健康状態、財産、全てがこの中に入りますよ。それがもし漏れたときにどうなりますか、これは本当に大変なことになりますよ。先ほど漏れたところ、弘前とか横浜とかって漏れたと、個人情報のことを漏れたとかというようなことを言いましたが、このマイナンバーのカードほど危険なものはありません。国民健康保険証よりも危険です。だって全て健康状態分かっちゃうんですよ、糖尿病であれ、腎臓病であれ、脳梗塞であれ、病院にかかっているものであれ、全てみんなこの中のカードの中に情報が入っているんです。それをマイナポイントといって買物に使いますから、5,000円出ますから作ってくださいなんていうようなことは言ってはいけません、町長。住民本当に巻き込んでいますよ、大変なことになります、これは。

ですので、私は最後に言いました、義務ではありません。義務にするんですか、国から義務になるんでしょうか、7月に。義務ではないんです。町長から自ら職員に強要するようなことがあってもいけませんし、再度ちょっと申し上げますけれども、答弁してください。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き回答をさせていただきます。

マイナンバーカードについては強制ではございません。ただ、2月の末に令和2年度の予算が国のほうで衆議院を通過しましたので、予算の成立は確実ということで、既に国のほうから、こういったマイナンバーを使った消費活性化策について、住民への周知をしてくださいということで、様々な資料提供がございますし、当町でその情報を出さなかったとしても、ほかの市町村で続々とマイナンバーの取得促進と、そういったマイキーを使った5,000円のポイント付与というのの周知が進んでいくと思いますので、城里町だけそれを周知しないで、後で何で町民に知らせないんだというふうなわけにもいきませんので、それは予算として成立した以上、こういった制度が始まりますよといのはお知らせしなければなりませんし、そうなった以上、やはり混雑緩和に向けて、申請の分散化を図っていくことも必要かと思っております。

このマイナンバーカードは5年ごとに更新になりますので、ある時期に一斉に窓口に来られますと、その人は5年後、また同じ時期に一斉に来ることになるわけですね。そうすると、今回はその混雑緩和に向けて、臨時の職員について国のほうで補助を出すとかいろんな制度ありますが、果たして5年度にまた更新来たときに、ちゃんと引継ぎをしていこうと思いますが、何で今月こんなに急に、たくさんマイナンバーカードの更新に人が窓口に殺到するんだらうというのが、5年ごとに起こっていくことになってしまうわけですし、そういうふうにしなないためには今のうちから、6月とか7月になって慌ててではなくて、3月、4月、5月、6月と毎月分散して窓口に来ていただくよう、広報紙等を活用して周知していきたいというふうに思っています。

もちろん、私は、マイナンバーカードは危険だから要らないし、マイキーを使った5,000円のポイント付与も要らないという方は、ずっと作らないという決断をされる方もいらっしゃるかとは思いますが、例えば5人家族で2万5,000円分買物できるキャッシュレス決済のポイントがもらえるという中で、なかなかそれを町としてお知らせしないというわけにもいかないのかなど、全額国費で行われて、窓口業務を自治体としては国から委任されて発行事務を行っているわけですから、自分が行うべき事務についてはしっかりと住民にも周知しますし、混雑緩和のために公務員の協力もお願いしているところであります。

○議長（小坏 孝君） 4番藤咲芙美子君。

〔4番藤咲芙美子君登壇〕

○4番（藤咲芙美子君） どうしても分ってもらえないようです。本当に国から言われるそのままやっているということなんですけれども、もしこれが漏れたときに、町長はどういう責任を取りますか、住民に対して申し訳ありませんでしたと頭下げるだけですか。本

当にこれは全部その中に情報が入ってしまうんです。そういうものの怖さをやっぱり知った上で言っていただきたいと思っております。

それから、強制ではないということを答弁いただきましたけれども、強制ではないということを強調していきたいと思っております。

再度申し上げます。マイナンバーカードは情報が漏洩する危険な状態にあります。健康や財産など、瞬時に分かるようなカードは危険です。住民は必要としていません。カードは持たなくても手続きができることを町民に徹底してください。

これは、先ほど町長が1人5,000円、5人だったら2万5,000円とかと言いましたけれども、消費税を10%上げて、5,000円のマイナポイント使ってというようなことになって、餌で釣ってもどうにもなりません。これは本当に全住民の体の中全て、財産から体から、全部どこに、誰が、いつ、何を買って、どんな買物をして、どこでどういう病状で、どんな受診をしたのかというようなことが逐一ここで分ってしまうんです。こんな危険なカード引き続き続けさせるわけには、私はいきません。

最後に要望をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小塚 孝君） 以上で4番藤咲芙美子君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第2号、8番河原井大介君の発言を一問一答方式により許可いたします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） おはようございます、議席番号8番河原井でございます。

少し喉のほうがかれておりまして、お聞き苦しいと思っておりますが、よろしく願います。

町長におかれましては、簡潔な答弁をいただくようお願い申し上げながら質問に入っております。

まず、1つ目の質問です。t o t oの助成金という質問です。

これは城里町の中では古くて新しい話題なんだろうなというふうに思っています。具体的に、これ3年前からこのお金というもの、t o t oの助成金については話がありました。これ具体的にどういうものかというものをもう一度おさらいをしたいと思います。

七会中学校の跡地で芝生2面コートあります。あれ1面コートに見えますけれども、AとBで分かれています、A面のほう、つまり七会中学校のグラウンドの山側のほうをA面、そこに対してお金が約3,800万円入る予定であると。それとアツマーレの施設内に大型スポーツ用品、いわゆる筋トレマシーンというやつですね、トレーニングマシーン、これは約3台分ということで約250万円、トータル約4,100万円のお金が実は町に入ってきていないんじゃないかということがポイントになります。

それで、実際に何か入っていないようなんですよ。まず、そこできちっと実は、まだ本会議場及び議会に対して、町長の口からはきちっとこのお金が今入っていないということは報告されていませんし、さらにもっと言うとやり取りについてもよく分かっていません。

これはどこからのお金なのかというと、独立行政法人日本スポーツ振興センターというところから、いわゆる住民に身近なスポーツ施設だったりグラウンドだったり、もしくは用品、つまり筋トレだったり、そういった品物にはちょっとお金出しますよという制度です。いわゆる t o t o の宝くじの交付金、もう既にご案内のとおり、城里町のホームページ等々もそうなんです、スポーツくじ t o t o、B I G、私たちはスポーツ振興くじ助成を受けていますと、山側グラウンド1面の整備について、スポーツ振興くじ助成金を受けて実施されていますというふうに、城里町のホームページからも見られます。

まず第1点、簡潔にお聞きします。この4,100万というお金は、城里町には入っているのでしょうか、入っていないのでしょうか、まずお聞きします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、8番河原井議員のご質問に回答させていただきます。

スポーツ振興くじ助成金につきましては、まだ入金がございませんが、そのスポーツ振興くじの助成の表記につきましては、スポーツ振興くじの助成金を申請するに当たり、こういった看板を立ててくださいといった、そういった t o t o からのチェックがありまして、そういった表記を行っているものであります。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） まだ4,100万円は城里町に入金されていない、つまりところ城里町としては年額の予算で余った金額、分かりやすく言うのですよ、その金額を4,100万円集めて、これを設備していただいた、要は工事会社ですね、それから機械を導入していますから、そういったお支払いはもう既に町としてはお支払いをしているということだというふうに聞いております。いずれにしても、お金はもう出しちゃっていると、もらえていないけれども4,100万はということですね。

町長、先ほど t o t o のスポーツくじの、振興くじの t o t o の件について、指導を受けてやっていますというんですけれども、ここはもうちょっと本当に正式に正しくやりましょう。正しいことをはっきりおっしゃったほうがいいと思うんですね。このスポーツくじは、実はもう約3年前には交付決定通知を受けています。ということは、お金出しますよというお話が既に来ているんです。だからスポーツ振興くじは、t o t o のやつは貼っておいてもいいんですということなんです。そういうことを正しく言っていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、今後は注意していただきたいと思います。

ただ、ここから問題です。結局のところ、4,100万円を出せないよという通知が出されています。それは約3年前の2月です。結局なぜ出せなかったのか、どういうやり取りをしてきたのか、ここから質問の本題に入ります。

まず、この助成金がもらえていないということは、今、ただいま4,100万入ってませ

んよということは確認できました。では次、t o t oとこの助成交付のやり取りについて、何回かやり取りしていらっしゃるといふふうに聞いていますが、どういうやり取りしてきていますか。

もう1点、水戸ホーリーホックのJリーグライセンスに関わる申請書類には、2面コートを優先的に使えるような話があるようです。以前の城里町の設置管理条例及び様々な問題においては、1面コートの占有権を認めている、優先権ですね、占有権というと町民グラウンドですからおかしくなっちゃいますが、ホーリーホックに関してはA面、B面というふうに先ほど言いましたが、山側のほうをA面、そして七会の中学校の建物のほうに設置して隣接しているグラウンドをB面と呼びます。そのB面のものについて優先権を認めていることは大体分っています。なぜならば、もう今から4年前には2面コートを造っていただきたいというホーリーホックからの要望書があり、それを基にして町長はこの政策について動き始めたからです。それは事実ですから変えることはありませんし、それが本当の話です。

ただ、Jリーグ、J1ライセンスを取得するJリーグに対する水戸ホーリーホックからの申請書類には、2面コート優先権だということが書かれているとあるように聞いていますが、その確認等含めて今までのやり取り、ちょっと簡潔でいいです、分かりやすく、短め、時間ありませんから、やり取りについてご説明ください。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、ご質問に回答をさせていただきます。

質問は幾つかあったかと思えます。1つはt o t o、日本スポーツ振興センターとどういふようなやり取りをしていたんですかというようなことだと思います。

その点についてですが、日本スポーツ振興センターからは理事長名で助成金の交付決定をまず受けました。そのときには金額も記載されていまして、こういうことで交付決定しましたという書類を頂きました。

そのときに、要綱によりますと、交付の条件等を付して交付決定をすることもできるのですが、理事長は何の条件もつけずに、城里町に対して、このグラウンドに対して交付金の決定をされました。ということで、基本的に条件、何らかのこういう条件を満たしたら払うよということではなくて、基本的に払いますよという交付決定通知書を頂いたというふうに私どもは解釈をして、胸をなでおろしたところです。

ところが、5月になって地域住民の身近な利用、身近なスポーツの場として実績が上がっていないんじゃないかというようなことで、留保をいただいたものというふうに理解しております。その後、確かに1年目ですね、地域住民の利用がそんなにたくさんなかったなというのはきちんと反省をしまして、議会の承認もいただきまして、例えば手前のグラウンドと奥のグラウンドを分けるフェンスを購入しまして、ホーリーホックが手前で練習

していても、奥のグラウンドが同時に、例えば実際今、土日、手前でホーリーホックが練習やっていて、奥で常北中のサッカー部が練習しているということは何度も今ありますが、そういったことができるように中間にフェンスを購入したりしまして、日本スポーツ振興センターの指導に従って、着実に住民のグラウンド利用実績を引き上げてきたところです。

そして、1年たちまして結果が出まして、5,800人ぐらい一般住民の利用が累計で1年間でありました。その多くが中学生のサッカーの練習、それからグラウンドゴルフの利用といったもので、七会町民センターの1年間の利用数は5,800人を超えたというところがあります。

こういったことで、地域住民の身近なスポーツの場になっているということで、交付の条件を満たしたということで、当方としては、早く助成金を払ってほしいというふうをお願いをしているところです。

一方、日本スポーツ振興センターのほうからは、水戸ホーリーホックが使っているから助成金を出せないんだというような、そういった条件も付されていますが、きちんとこれはA面とB面を分けて考えなければいけないのは、もともとt o t oの助成金は、手前のホーリーホックが優先するグラウンドについては、t o t oの助成金は入っていない。町の単独費用で造られたグラウンドについて、ホーリーホックがどれだけ使っても、t o t oとしてはとやかく言っちゃいけないはずだと思っております。奥の1面については、確かにホーリーホックが奥も使ったり手前も使ったりしていますが、奥のグラウンドについて、住民の利用している時間とホーリーホックが利用している時間を1年間継続的に使用時間のチェックを行いまして、住民の使用時間のほうが、水戸ホーリーホックが使用している時間よりも超えたというのを確実に確認しましたので、これで交付の条件は満たされたというふうに私どもとしては考えている、これがやり取りの経緯でございます。

そして、水戸ホーリーホックが2面優先というふうに記載したということですが、それは私も沼田社長と話をしまして、それは記載ミスだから、次回のJリーグの申請のときには記載を直すようにというふうに言って、ホーリーホックの社長も記載を直すというふうに言うております。当初の協定書にグラウンドA面、B面という優先権という書き方だから、グラウンドという書き方だったので、t o t oの指導もありまして、途中で追加の協定書を結びまして、A面とB面に分けて、優先権があるのはB面だけですよということを書面でもって明確に記載させましたので、今後は双方の解釈が明確になったということで、J1ライセンス上も2面優先じゃなくて、1面優先でもJ1ライセンスはもらえることになっていますので、そこはきちっと記載ミスを正して、今度は1面優先利用ということでJリーグにも書類を出していただくというふうに思っております。奥のほうは住民との共同利用ということでございます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○ 8 番（河原井大介君） 今の話だと、水戸ホーリーホックと城里町の A B での 1 面、2 面コート役割分担というか、明確なことはもう今したということによろしいんですか。よろしいですね。

もう 1 点、整理しましょう。町の言っている主張、何でお金もらえないんだという主張に対しては、今、先ほど町長が言ったお話なんだと思います。では、じゃ t o t o さんはどう言っているんでしょうか。議長に参考資料の配付を求めます。

これはまちづくり戦略課から頂戴した令和 2 年 1 月 30 日付、独立行政法人日本スポーツ振興センターが平成 29 年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令についての通知書が来ております。それを本会議での配付を求めます。

○ 議長（小塚 孝君） ちょっと確認します。

じゃ、許可しますので、事務局から配付させます。

〔資料配付〕

○ 8 番（河原井大介君） よろしくお願いします。

質問を続けてまいります。

今配っている、配付をさせていただいておりますけれども、この文書は先ほど言いました平成 29 年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令についての通知が、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長から令和 2 年、今年ですね、1 月 30 日に来ている文書になります。お手元に届きましたらご覧いただければ分かるんですが、時間の都合上かいつまんで説明と確認と、この今町長が話した t o t o でなぜお金がもらえないのかという争点、論点について明確に確認をしながら、今後の行政運営についてどのようにするのかを聞いていきたいと思ひます、質問していきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

この文書、全部読むと長いのでかいつまんでお話ししますが、これは城里町民センターサッカー場の整備事業、これに関してのものであります。この中には本件グラウンドを地域住民の身近なスポーツ活動の場、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付要綱第 2 条第 1 項、別記の 2 の 2 の（2）として利用すること、具体的には城里町は事業計画書に記載しているとおり、少年から高齢者までがスポーツレクリエーションを活動を行うことを目的として、本件グラウンドを利用することを意味するものであります。すなわち、本件グラウンドは原則として、城里町の地域住民によって利用されるべきものであります、プロのスポーツクラブなどが本件グラウンドを恒常的または継続的に利用することは、本件助成の趣旨からしても認められません。当センターのこれまでの確認作業によりまして、グラウンドについては、本件助成の申請当初からプロスポーツ用の練習場としての使用が想定され、また実態としてもプロスポーツ用の練習場、ホーリーホックの練習場ということですね、その使用が常態化していることから、地域住民の身近なスポーツ活動の場としての利用はされていないものと判断せざるを得ませんと言ひています。

具体的に 1 から 5 まであるんですが、ちょっと話します。水戸ホーリーホックが 1 週間

に5日から6日程度、本件グラウンド、アツマーレのB面グラウンドを、町民グラウンドですね、町民グラウンドのほうを利用している状態が、本件グラウンド開設当初から継続していると、そして水戸ホーリーホックが利用時間が午前中、特に午前10時から正午前後に集中しており、F C水戸以外のものによる午前中の利用がほとんどない状態がありますよ、これはグラウンド開設当初から継続しています。

③水戸ホーリーホックが本件隣接グラウンドを利用する場合に、そのほとんどの利用時間帯において、水戸ホーリーホックが本件グラウンドを同時に利用している状態が、平成31年1月から同年4月までの少なくとも4か月間は継続していること。

④水戸ホーリーホックのJリーグクラブライセンスに関わる申請において、F C水戸の主な、主要なトレーニング施設として、本件グラウンド及び本件隣接グラウンド、いわゆる2面コートを目指していますが、この両方を2面が申請されている。また、これらのグラウンドは水戸ホーリーホックによる優先利用として申請されていることを確認したと。

⑤、城里町さんと水戸ホーリーホックさんとの間には、平成30年2月9日付、グラウンドの使用に関する契約書において、F C水戸が城里町に対して今回のアツマーレのグラウンドの利用対価として、利用回数に応じた従量制の料金ではなく、つまりサービスに準じた時間割の金額ではなくて、今回のアツマーレのグラウンドの2面コートの年間の占有権、要は年間の占有料として、固定額の料金を支払うものとされており、水戸ホーリーホックから聴取結果、確認されたんでしょよね、実際にも年間の占有料は支払われていると。ということで、以上のことから理事長さんはこうおっしゃっています。独立行政法人のt o t oさんの理事長さんはこう言っているわけです。

以上のことから、Jリーグに所属するスポーツクラブであるF C水戸が本件グラウンドと本件隣接のグラウンド、つまりA面、B面のことですが、グラウンドを分けることなく、これらのグラウンドを一体として利用することを前提とした契約形態の下、恒常的、継続的にこれらのグラウンドを利用しており、地域住民の身近なスポーツ活動の場としては利用されていないものと判断せざるを得ません。本件助成事業については、本件助成の要件を欠き、助成金の交付決定の内容に適合しないものと認めますので、要綱第14号第1項に基づき、下記のとおり交付決定の内容に適合させるための措置を講じるように命じています。

今回、その措置、こういうふうやってねということ、t o t oさんが言っていることがやられない場合、それは交付決定を取消しをいたしますと明確になっております。まずこれを聞いていかがでしょうか。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ぜひ、同じように、当方からの反論書のほうも同じように議場で配って、皆さんに読ん

でいただきたいというふうに思います。片方の主張だけ議場で配りまして、もう片方の主張を配らないというのはおかしいのではないかというふうに感じました。

今回の日本スポーツ振興センターからの指摘というのは、まさしく調査不足も甚だしいというふうに思っております。つまり、1月30日付で文書出すのに、今年の1月30日に出している文書なのに、調査した結果はその前の年の1月から4月までしか調べてなくて、その状況に基づきこうしなさいと言っている。何で今年の1月30日の文書を出すのに、その前の2か月前、3か月前まで調査しないで、8か月も9か月も前までの情報だけによって判断をするのでしょうか。それはおかしいのではないかというふうに、ぜひ議会としても日本スポーツ振興センターに伝えてほしいと思います。

百条委員会にも提出しましたが、その前の反論書でも、サッカー場の利用というのは季節変動があるじゃないですかと、利用時間とか利用者数というのは季節によって大きく変化しますと。1月から4月だけの利用実績で判断するというのはおかしい。なぜなら1月2月というのは一番年間でグラウンドの利用時間が、一般住民の利用時間が減る時期なんです。そして、5月、6月ぐらいから急速に利用が伸びてくるわけです。わざわざ利用が伸びる前の期間だけ切り取って、利用が少ないというふうな調査を出すというのは、それは恣意的でおかしな調査じゃないのかと。ぜひそういう反論を議会議員の皆様方からも声を上げていただきたいというふうに思います。

そして、実際1月から12月まで、t o t oの調査はたった4か月だけ切り取っていますが、私どもは12か月分きちんとデータをそろえて、これだけの利用がありましたというふうに言っているわけですし、ちゃんとt o t oとしても12か月分のデータを見てくださいよと。そして、今回議長のほうにも提出しましたが、全部住民の利用風景の写真も残しております。この日利用したというけれども、本当かどうかと言われるんじゃないかと思っ、て、予約が入るたびに利用風景の写真を残しておきまして、それも含めて1年間でこれだけ利用がありましたということで証拠を示して、今回再提出をしているところです。

ぜひ、行政機関とかの仕事の在り方ということをもう一度再確認してほしいんです。つまり、私がルールブックということで、後から基準を作っははいけないんです。町で補助金を出すときでも、補助決定通知を出したりするとき、それを取り消したりするときには、補助決定通知を出した時点で、どういう要綱や例規があっ、て、どういう条件を出して交付決定を出しているのかと。そのときに、例えばt o t oの補助金について、こういう場合は出せませんという除外条件が事前に補助要綱にありました。例えば収入が支出を上回った場合とか、5つぐらいの事例を述べて、こういう場合は補助対象になりませんという除外条件が事前に要綱、例規に示されておりました。

その中に、例えばプロサッカーチームが使ったら補助金を取り消しますという除外条件は、事前の要綱、例規には、日本スポーツ振興センターではありませんでした。また、ほかのJ2の球団でt o t oの助成を受けた芝生のグラウンドを練習に使っている事例もあ

るというふう聞いていたので、プロサッカーチームが使ったら、すなわち助成金を取り消すというのは、そういうことはルール上ないはずなのに、突然言ってくるのは、後から言ってくるのはおかしいのではないかというふうに思います。

ただ、最初に言いましたとおり、地域住民の身近なスポーツの場として助成したということなので、住民の利用が少ないのじゃないかというご指摘に関しては、それはそうかということで、きちんとフェンスも購入し、利用実績を1年間で積み重ねてきました。これはしっかりと認めていただきたいと思います。

そして、今回の是正通知の最大の問題点は、そこを一切触れていないんです。地域住民の利用がどれだけあったかということに触れずに、水戸ホーリーホックが使っているから助成金払わないんだと、それだけの理屈を押してきているんですが、それはおかしいんじゃないかと。であればちゃんと補助金の申請時点で、要綱でプロサッカーチームが今回1週間に1回以上使ったら駄目だといっているけれども、ちゃんと補助金の申請時点で、1週間に1回以上プロサッカーチームが使ったら、補助金の支給条件に満たしませんよと要綱、例規に書いておくべきだし、あるいは要綱、例規に書いてなかったとしても、補助決定通知を理事長が出すというふうに……

○議長（小唄 孝君） 簡潔にお願いします。

○町長（上遠野 修君） ちゃんとその旨の条件を付して決定通知を出してもらえれば、そういうものかというふうに分かるんですが、そういう手続がなくて、突然、補助決定通知を出してから2年もたって、週1回以上使わせないようにしてくださいという指導を出してくるとするのは、その公平とか手続が重視される行政の世界において、ちょっと違和感を感じました。

また、スポーツ振興センターの行政の決裁の在り方についてもちょっと疑問を感じました。ちゃんとした手続、お金を出すんだから、何を自分で言ってもいいということではないと思うんです。私も町独自の補助金を出したりしますが、補助金の決定を出した団体に対して、後から条件を出して決定を取り消すということは、私もしたことありません。問題があれば、いろいろ理屈があって、来年の補助金の募集のときには新たにこういう条件を付け加えようねと言って議論して、次の年から条件を加えたり制度の改善を繰り返しますが、既に出した決定通知に対して、後から違う条件をつけるということはありませんし、それは今回の反論書でも書いていますが、日本サッカースポーツ振興センターの理事長自身が要綱に違反した通知を出しているんじゃないですかと。

要綱では、是正命令というのは、事前に付した条件を満たさないときに是正を命じることができると要綱に書いてあるのに、要綱に書いていない命令を理事長が出しちゃったら、日本スポーツ振興センターの理事長自身が要綱違反を犯していませんかということを私は申し上げまして、この是正命令自体、効力が疑わしいし、それはきちんと反論していくという姿勢でございます。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町長、今お話しいただきましたが、非常に感情的になっていらっしゃるって、お金がもらえないことに対しては、非常に過敏に反応されているんだろうと思いますし、思いのたけをお話になられてよかったですよ。論点は全然違います。そんなところではありません。

結局のところ、私が意図的に、この28日、この後送り返した文書をここに出さないということとか、そんなのはどうでもいい話なんです。なぜならば、相手がお金を出さず。相手がどういうふうと言っているかということなんです。それは3年以上かかっている。今の答えだと、じゃ、言いましょうか。

28日のこれは、この後、この文書の中にも書いてありますが、2月28日までには、この是正勧告をt o t oから、振興センターから来た内容については了解をするんですかという文書を書いて送ってくださいと。そして、今年の7月31日まで是正勧告としては持ちますよと言っていますし、先ほど来、お話ししている内容でいくと、交渉期間はあるし是正内容もできるし、別にフェアだと思うんですよ。

例えば、是正のための措置の内容として具体的に独立行政法人から、今後、継続的に水戸ホーリーホックは本件グラウンドの利用頻度を年間平均週1回としてくださいと。よく考えてみたら、さっきA面とB面分けましたよね、分かれているんですよ。水戸ホーリーホックは、建物側の方がA面で使わせるという。山側のほうは町民グラウンドなんですよ。そこ、はっきりしていると言っていたの、まず最初、冒頭。じゃ、別に1週間でもいいですよ、使っちゃいけませんよと言っていないですよ。1週間使ってくださいと言っているわけです。それが何か問題あるんですか。

じゃ、もう1件。これ、まだまだありますから。

F C水戸、東京の地域住民が優先、本件グラウンドを利用できるようになることに、地域住民が優先的に利用できる仕組みにすること。ホームページ上は確かに、火曜日とか1週間に1回ぐらいは町民グラウンドが午前中使えるようになっているんですが、形態としては1週間に5日ぐらいは午後からの使用時間になっているんですよ。しかも、無料開放で。これ、いつまで無料開放するんだという話もあるんですよ、もちろん。設置管理条例、たしか使用料の中で条例の中で1時間1,500円取っているんだけど、結局、今までに何で無料開放してきたかという、先ほどちょっと心外なこと言われたんだけど、何か私を責めるような感じで質問しているんじゃないかみたいな意図が見え隠れするんですけども、全く違いますよ。

だって、そもそもこの無料の開放にしたって、結局t o t oさんへの実績づくりのために無料開放にしているんですよ。それは分かっていることじゃないですか。だとしたら、そこはうそ偽りなく、そこに対してt o t oさんのほうは何も言っていないんですよ。そ

ここに何か問題あると言っていますか、言っていないですよ、この文書は。ホーリーホックさんとの練習期間をきちっとA面とB面を分けていただくという形をつくりながら、そして、もっと言えば、地域住民の促進、利用をですよ、地域住民の利用を促進させるための施策として、本件グラウンドの無料開放と午前9時から正午までの時間、そして午後1時から5時までの時間帯のそれぞれについて、今後、継続的に実施、地域住民の本件グラウンド利用実績を向上させること。シンプルで簡単なものだと思いますけれども、いいですか。

5つ。利用目的、これはあくまでも特定の団体の利用のためではなくて、町民のために、本件助成を得て整備していることを前提にしておきながら、もっともっと広報していきましようということを言っています。これも簡単です。

毎月15日までに、毎月の本件グラウンドの隣接、そして利用実績を毎月15日までに提出してよ。できなくないです、簡単ですよ。じゃ、それで。なお、利用実績を示す資料には、個人情報保護法、法令もありますから、そういうのを注意しながらやってくださいね。物すごく丁寧です。

では、いずれにしても、城里町が上記の措置、実施を怠った場合には、要綱第15条第1項第1号及び同条第2項に基づいて、本件助成に関わる交付決定が取り消されることを確認及び了承する旨の書面を令和2年2月28日までに当センターへ提出してくださいねと言っているんです。いや、分かりました、一生懸命やりますから分かりましたよという文書を2月28日に送ればよかったわけですよ、それだけの話。7月31日まで余裕があるわけですから、それをやればいいだけの話なんですけれども、何をさっきからむきになっているのか分からないですけれども、感情的になっているのか分からないですけれども、合理的に考えて、金欲しいんですよ、お金欲しいんですよ。

○議長（小唄 孝君） ここで1時まで暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 0時58分開議

○議長（小唄 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再度、河原井議員の質問から入ります。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） じゃ、再度質問のところ、整理をさせていただきます。

結局、先ほどお話ししたように、是正措置が独立行政法人スポーツ振興センターtotoさんのほうから出ています。それはあながちそんな難しくない案件だというふうに思っています。それを、先ほど烈火のごとく怒りをもちながら、totoに対しての怒りをぶちまけていらっしゃった町長なんですけれども、結局何が言いたいかというと、4,100万

のお金はこの町にとって必要なのか、欲しいんですか、要らないんですか、シンプルにお答えください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 城里町としましては、助成金が支払われるよう努力をしていくつもりでございます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） であるならば、今、先ほど町長は私に対して、意図的に片方のt o t oからの文書しか出していないよということなんで、先ほど休憩前に、町長、ぜひ28日の文書も出してくださいというふうに私は言いました。町長もこれ、今28日ですか、日本スポーツ振興センター理事長宛てに城里町町長から出されている文書がお手元に、皆さんの手元に届いておりますが、これ私、出さなかったというか、この資料として出しちゃいけないなと思ったんですよ、これは。あえてここは恩情を持って、こういうのはまずいよねというところがあったから、この文は出さなかったんです。理由は簡単ですよ。2つだけ挙げましょう、分かりやすく。

6ページ目の中段のほうにこれ、独立行政法人35条3に基づいて、文部科学大臣が独立行政法人に対して是正命令を発出する通報をすることを含めて毅然たる対応を町は考えているなんていうことを言っちゃっている。プラス、この文書の、28日に対する文書には、誤解があるとか、間違っているとか、独立行政法人の認識が誤っているよということがちりばめられているんですよ。

最後に、今までは、これちょっと抜けていますか、一番、独立行政法人に求められている情報開示請求されていますよね、28日に。こういう問題があったんだよ、こういう問題は以前にもあったんじゃないか。だったら、要はこっちにも反証する、反対に証明させる文書をこちらにも送ってやり合おうじゃないかというけんか腰の文書なんですよ、これは。そんなものを本会議場で提出することがいいのかなと私は今思っているんです、冷静にです。だから、ここは冷静に考えなきゃいけない。

つまり、今言ったように、お金はちゃんと欲しい、努力をすと言いつつ、何で是正措置に対してきちんと回答せずに、文句ばかり垂れるこういう文書を独立行政法人に送っちゃうんですか。その行政思想そのもの、行動規範そのもの、先ほど午前中に休憩前に町長は言いましたよ。独立行政法人の行政とは何たるべきなのか。こういうふうなものではいけないんじゃないか。そして、公正・公平であるべきだというふうにおっしゃっていました。それは独立行政法人に対して求めたものですが、実は、本当は自分自身に、町長本人もしくは城里町自身に求められる問題じゃないのかということです。行動規範そのものも、独立行政法人に対して批判するよりも何よりも、こういった文書を書き込み、そして話が

違うというふうにおっしゃいますけれども、じゃ、これはどうなんですか。

ここに報告書があります。平成29年3月6日、3年前のメモです。これは報告書ということで稟議書が回っているものです、役所の中からです。これはどういう件かということ、t o t o天然芝の助成事業について（日本スポーツ振興センターへの訪問）、平成29年3月2日木曜日、午前11時から11時50分の間に、場所は独立行政法人日本スポーツ振興センター3階会議室で行われた内容です。

相手方は、日本スポーツ振興センターの課長さん、係長、主任、専門職3名、それからこちらは財務課の方が出ているようです。その内容で、スポーツ振興くじの助成の目的ということが明確にされています。地域住民の身近なスポーツ活動の場としての整備が大前提で、J2誘致、J2ですね、水戸ホーリーホックのことですが、誘致のために練習場を整備する助成は目的を損なう、また利用頻度としてJ2の練習が優先で、利用しないときに住民等に開放するように窥えますよと、平成29年3月6日。随分、前の話でもうきちっと答えが出ています。そして、Jリーグが使用するものにt o t oの助成は行えないと、当時の支援第2課課長さんはおっしゃっている。目的の整合性、バランスが取れない、そして報道への対応もなっています。これは、先ほどのt o t oの看板とは別ですが、今後、さもt o t o助成が確定しているような表現は行わないでほしいよという課長さんからの話もありました。

つまり、先ほど来、最初から言っていることとやっていること違うじゃないかというふうに、独立行政法人に対して否定的な意見を述べておりました町長は、実はこの問題は3年前からもう知っていて、この問題をクリアしないといけないよということは分かっているんです。そして、今回の1月30日にt o t oから来た最終的な報告、ある意味、最終的な報告の文書は是正勧告の文書が送られていますが、その内容で、先ほど言いましたけれども、何ら難しくない内容なんじゃないですかというふうに言っています。

つまり、ホーリーホックの練習期間をB面コート、A面コート、それB面コートの占有は、それはどうぞ町がやってください。先ほど町長言ったように、それはやってください。ただ、町民グラウンドとしての山側のA面コートに関しては、週1回程度にしてくださいね。そして、使いやすい日程にしてくださいね。そして使いやすいように広報をしてくださいね。そして、毎月15日にはその報告を上げてくださいね。そしてさらには、その内容について了解したことを確認したいので、2月28日までにはその答えをくださいね。そして、今年です、7月31日までに何とか是正すればお金出るかもという話の内容が、なぜ28日、今、皆さんに配られた文書の中には徹底的に独立行政法人t o t oに対しての文句ばかりですよ。冷静に判断しましょう、冷静にやりましょう、お金が欲しいんだったら。

だって、お金をもらう立場の人間がなぜ、その是正について当初から分かっていたことを、当初から分かっていた平成29年3月6日の時点で報告書は上がっている、平成29年3月2日、独立行政法人日本スポーツセンターの3階会議室で午前11時から行われた会議の

中で明確に書いてあるわけですよ。何度も言いますが、Ｊリーグが使用するもの、t o t oの助成を行えないと。それでも譲歩し、週1回でもいいと認めてくれたt o t oの行動そのものが、なぜ否定的に捉われなきゃいけないのか、そのことについてどのような認識を持っているのかを簡潔にお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、回答させていただきます。

今、河原井議員が出された会議録ですけれども、触れられていない内容があるかと思えます。そういった打合せをして、最終的に、公平に予約できれば問題がないというふうな文言が最後入っていると思えます。ぜひ、そのところを削除しないで、そこまで確認していただきたいというふうに思います。

その手前は、t o t oの補助を受けていませんから、町の単費なので、どれだけホーリーホックが使ってもいいわけです。奥については、公平に予約できればいいよということで、公平に予約とは何ぞやと言ったら、1か月前に申請書を出して予約しましょうというルールでやっているわけです。

さらに言うと、例えばホーリーホックが利用したいと言われても、今、火曜日と木曜日は無料開放に設定していますので、ホーリーホックが2部練習で午後使いたいと言われても、午後の時間はグラウンドゴルフ教室やっていますとか、グラウンドゴルフ向け無料開放をしたので、ホーリーホックから申請が出てもお断りして、先に町でこの時間は無料開放しましたからということによってやっておりますので、ただ、手前では練習しているかもしれませんが、奥では町が設定したグラウンドゴルフの時間は逆に町民優先で、ホーリーホックが後から使わせてくれと言っても使わせないようにしています。

そういうことで対応しているわけですが、t o t oの助成を受けてプロサッカーチームが使っているグラウンドもあると伺っております。ですから、t o t oとしても週1回ぐらいだったらいいということが読めるような今回通知文を出してきているのは、t o t o自身もほかの芝生の助成したグラウンドで、一定程度プロサッカーチームが使っているのを認めているということの逆の証明とも言えるかと思えます。

週1回というのは、今回初めて出てきたんですけれども、普通、ここに日本スポーツ振興センター助成金の要綱がありますが、今回の反論文でもその抜粋が書かれておりますが、理事長は交付決定をするときに、条件を付して交付を決定することができるというふうに定められているわけなんです。ですから、いろいろ窓口で相談して、我々がこういう内容で交付金下さいというふうにこの申請が上がったときに、窓口で決裁権のない担当者がいろいろしゃべったといろいろあるかもしれませんが、最終的には、交付決定を出したときに、条件を付して交付決定することができたんですが、そこで、何の交付条件も付されずに、交付決定通知が公印を押して発行されているわけです。

それはやはり、もし2年もたつて、週1回しか使わせないでくださいという新たな条件を具体的につけてくるのであれば、行政機関の手續としては、2年前の交付決定のときに、そういう条件をつけるべきだと思うんです、つけることができると書いてあるんですから。

それで、後で保留が来て、その後、百条委員会にも出したいろんな公文書で、その後スポーツ振興センター部長は何を言っているかということ、年間を通じて住民の利用時間がホーリーホックの利用時間を超えればいいと。超えた場合は違反とみなすと、また公文書で出しているんです。今度は口頭ではなくて部長名の公文書で、週1回じゃないよと、年間を通じて住民の利用時間が超えればいいよと。公文書の言い方をすると、ホーリーホックの利用時間が住民の利用時間を超えた場合は、違反するとみなしますと書いてあるわけですね。つまり、超えなきゃいいよとも逆読みでできるわけですけども、それは窓口での財務課の職員と向こうの担当者の窓口の会話じゃなくて、部長名で公印を押した文書でそう来ているわけです。

それで、その文書が来たのが1年以上前で、今度はまた、理事長名で違う条件で、これは1週間に1回だというわけです。これ行政機関として、当初の補助金の募集要項には、地域住民のスポーツの場として整備してくださいとしか書いていなくて、除外要件が何も書いていないです。実態として、ほかでもJリーグのチームが少し使っていたりするグラウンドもあるけれども、問題なく助成されていると。城里町も助成金を申請して、助成金の交付決定を得たと。

地域住民の利用が少ないよというのは、それは分かります。それは真摯に反省して利用させましょうということで改善したので、その最初の指摘は確かに理にかなった指摘だから、これは改善しなきゃいけないので改善しましたけれども、今回の是正については、今度住民の利用がちゃんと増えて助成の要件を満たしてきたら、また新しいこと言い始めた。これを満たさないとまた払わないぞということで、また新しい条件を後から付してきていると。これはやっぱり、おかしいものはおかしいと言わないといけないと。だって、これでまた言われたからといって、またそれで対応して、そうしたらまた違うことを言い始めるかもしれません。

やっぱり行政の在り方として、私もいろんな助成金を出したりしますけれども、事前に公募要項とか補助金の交付要項を文書で出して公募して、それに合致する条件で申請書を出されて交付決定通知書を出したら、やっぱりそれを取り消せるのは、明確にそこに書かれている内容と事前に示した内容と異なる内容が出てきたときに、そういうことができると思うんですが、今回に関しては、文書と違うことを後から文書で言ったり、文書で書いていないことを窓口で口頭で言って後から後追いしてきたり、それはおかしいのではないかと。やはりおかしいものはおかしいというふうに言わないと、お金が欲しいからということで、筋が通らない命令に、お金を得るがために何でもかんでもはい、はいと言って対応し続けていくということについては、やはり一步待って、ちゃんと自分の立場というの

を伝えるべきではないかというふうに思いました。

独立行政法人というのは、どういう行政法人かという、独立行政法人の理事長が無限の裁量権があって何をやってもいいわけじゃないんです。独立行政法人というのは、その所管官庁から中期目標というのが与えられていまして、この中期目標を達成するために、適切かつ効率的に事務を行うということが、法的に義務づけられているのが独立行政法人であって、独立行政法人日本スポーツ振興センターも、その独立行政法人に当たるわけです。文部科学大臣がこの法人に対して与えた中期目標が何かというと、スポーツ参画人口の増加をさせなさいと。それが今回の助成事業の目的であると。t o t oの助成金の目的である……

○議長（小坏 孝君） 簡潔にお願いします。

○町長（上遠野 修君） そのスポーツ参画人口の増加という文部科学大臣から与えられた目標に照らしてアツマーレの実績がどうかというと、見事に達成していると。芝生化の前と芝生化の後で、あそこに集う地域住民のスポーツを見る、する、楽しむ、支える、地域住民のスポーツ参画人口は激増していると。どうして文部科学大臣が示した目標をきちっと達成している事業体に対して助成金を払わないというのは、そもそもの組織の目標に反しているんじゃないのかと、それが私の言いたいことなんです。

そこで、文部科学大臣から出された目標には、J2のチームを使わせるとか使わせないとかなこと言っていないんです。そんなこと言っていないんですが、それを後から、お金を払わないための条件として次から次へと打ち出してくるのは、おかしいのではないかという主張なんです。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 結局、町長は、お金をもらえなくても筋のために徹底的に戦って、その金も含めて自分が覚悟を決めて、戦う意思があるということを表明したわけですね。t o t oとは徹底的に戦うと、筋通っていないから、私の主張は正しいんだ。4,000万のお金とかそういうのは後の話で、今、自分がやるべきことは意見をどんどん言って、金を出させてもらうようにするんだけど、もし出なくても、その問題は自分の責任じゃありませんよ、だってt o t oが悪いんだからというふうに聞こえます、まとめると。ここ問題なんですよ。

先ほど、3月6日の報告書に出た文書で、公正に公平にという文書がありまして、それを私が言っていない。いつもとにかく人のせいにするんですけども、今回の1月30日、令和2年1月30日に、一番最初に私が配付をお願いしたこの文書の中には、きちっと公正、公平にすることと是正勧告に載っているし、何ら問題はないわけですよ。週1回の練習にしましなきゃいけないということをなぜそこまでかたくなに否定しなきゃいけないのか。

今までやってきたことに対して、是正は7月31日まで議論をしてくださいと書いてある

わけです。プラス、この是正の中において何ら難しい話はなくて、ホーリーホックさんと協議をしてちゃんと決めてくださいねと言っているわけですよ。逆に言えば、先ほど町長が言ったように、譲歩をしている文書なのにもかかわらず、いや、それは駄目だと、それは言うこと聞けないというようなやり取りになっちゃっているんですよ。

結局、最初からこれ一番大事なところは、4,100万円が入ってこなくて、もう町の税金は抜けているんですよ。4,100万円は穴が空いている、ストレッチ機械と山側のA面グラウンドは。それをどうするのかという議論ですよ。まず、お金をもらうことが大事で、それをきちっと約束どおりするんだけど、そんなことじゃないと。行政機関として情けない行為をしている、おかしい行為をしている、だから、声を上げて駄目なものは駄目だと言ってやるんだというのが2月28日の文書なんですけど、それって行政の対応として、大人の対応として、お金をもらう立場として、そしてこれから8年間、少なくともJリーグと運営していく約束について、そしてこの協定書の役割について、そして是正勧告が1月30日に是正と出されているtotoさんへの理事長宛てに対しての文書として正しいんでしょうか、正しくないと思いますよ。

だって、お金は欲しいんですよ、だってもらわなきゃいけないんですから、それが目的なんです。でも、もう3年前からJリーグに出ませんよという話を聞いていて、ちゃんとやっている中でのバランスをとってやっているにもかかわらず、それを聞いていないとか、知らなかったとか、どうしようもないとか、今さら言われてもという発言を繰り返すことは、全然建設的な議論じゃない。むしろ、今やるべきことは、totoさん、この間の28日の文書、1回取り消しますと。すみません、もう一回話しさせてくださいと。1週間、無理なんですよ。町長、行きましたか、totoに。まちづくり戦略課長の大曾根さんは行かれましたか。この1月30日の文書を受け取った瞬間に、瞬間的に、じゃ、totoさんに行って、これおかしいよと言ったんですか。行きましたか、行っていませんね、行っていませんよ。

結局、文書でのやり取りでけんかっぽくしちゃって、ああだこうだ、ああだこうだ言っても駄目なんです。実際、3年前には、3月2日の木曜日には午前11時からtotoの振興くじ3階に行って話合いをしてきて、調整はついたじゃないですか。そのやり方どおりやっていくということになっていけば、計画どおりやっていくのであれば、今回の是正措置の1月30日の平成29年度スポーツ振興くじ助成に係る是正のための措置命令については、のむことは可能だと思うんですけど、それがのめないという理由が一方向的に、いや、言っていることが違う、やっていることが違う、お金は欲しいけれども、でも言うこと聞きたくない。行政としてあるまじき、おかしい、おかしいと言うわけですけど、それを誰が証明するんですか、それを誰が確認するんですか、この当事者同士のやり取りの1対1の中で。できないですよ。

だから、町としてはお金をもらう以上、そこを受け止めなきゃいけないし、そしてそれ

にはJリーグが、水戸ホーリーホックさんが入っているんだから、きちっと調整をしなきゃいけないし、その話をしていますかということを知っているんです。

お金をもらうためにどういう努力をし、どういう行動をし、本当に覚悟を決めているのか。お金をもらわなくてもいいという覚悟を決めているんですよね、今の話だと、もういいと。自分のこの町の意地とプライドで戦って、金なんか要らないんだと。しっかりと駄目なものは駄目だと言ってやるという主張でしょうか。であるならば、今までやってきた随時契約だったり、様々な行政機関において町長がやってきた問題についてだって、幾つか、いささか問題はあります。それについて指摘はしていますよね、その都度、その都度。

そういうのって、人間ですから多少あるにしても、その段取りや中身や方向性を何で一方的に否定して非難し、自分の主張が正しい、自分が正義の味方だという主張を繰り返すのか。それは行政として、先ほど言った行政機関のトップとして正しいんでしょうか。金をもらえなくなるかもしれないのに、今危険な行為なんです。今、発言の内容というのはとても大事な行為で、今t o t oのことに對して否定的に批判的に話していることは、もう漏れ伝わりますよ、当然。だって、この28日の文書、もう既に出しているんだから。その覚悟を持って、もらえないという前提をもって、今戦う姿勢を見せているわけですね。だったら、4,100万の金、今ない、なくなった、穴があいているそのお金、じゃ、どうするのか、覚悟を聞かせてください。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

ちょっと落ち着いて、ぜひ考えてみてほしいと思うんです。自分で補助金を、例えば住宅リフォームでも何でもいいですよ。住宅リフォームの補助金を申請しましたと。そして、補助決定通知が来ましたと。最初はメーカー指定も何もなくて、こうすれば出しますよと要綱に書いてあって、それで申請して決定通知が出たのでリフォームをしたと。リフォームが終わった後、城里町役場から言ってきたと。いやいや、これは誰々さんに使わせたら、このリフォーム補助というのは補助対象じゃなくなっちゃうんですとか、あるいはメーカー指定で、このメーカーを使わなかったらこのリフォームに対する補助は出せませんなど後から言われたら、どうでしょうか。ああ、分かりました、じゃ、ちょっと工事中だけでも、メーカー替えますとか、誰々さんには使わせないようにしますと、そういうふうな対応を取るでしょうか。

私もいろんな補助金の申請を受けて出しますが、それはやっぱり行政のマナーとして事前に出した条件やその要綱というのは、それはやっぱり守らなきゃいけない。それをお金が欲しいからということで何にも言わないで指導されたら、それに従って後から後から物事を変えていくというのは、それはよくない結果を生むんじゃないかと。いや、それで本

当にももらえればいいですよ。でも、これまでも、今までは年間の利用時間で住民の利用時間が年間を通して超えればいいということを部長名で、口頭の議事録じゃなくて振興部長名の公文書でそう言っていたのに、今度、理事長名で週1回じゃなきゃ駄目だと言う……

〔「答弁が違う、答弁が違う、もういい、議長」

「問題の質が違う、全然」「やめろ」と呼ぶ者あり〕

○町長（上遠野 修君） 今回の是正命令に従えば、直ちに助成金がもらえるとは限りません。いいでしょう。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 町長、質問に答えてください。質問に答弁してください。

〔「議長」「質問に回答していない」「覚悟を決めろ、覚悟を」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坏 孝君） 傍聴者の方に申し上げます。静かにお願いいたします。言うことを聞かないときには退場させますので、了解をお願いします。

8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） 町長、冷静に考えてくださいよ。何を言っているんですか、何を話しているんですか、覚悟を聞いているんです。きちっとその思いはあるのかどうか、聞いているんです。やるんだったらやる、やらないんだったらやらない。それが向こうは違うから、リフォーム代が何とかかんとか。そんなことは聞いていないんですよ。4,100万を腹くくってどうするんだと聞いているんです。それに対して折れるところは折れる、それが行政マンとしての仕事を果たす責任覚悟じゃないかということなんですよね。と同時に、何でそのことは、今まで3年間ずっと答えが出ないんですか。交渉してきたんですか、話ししてきたんですか、実際行ったんですか、やり取りしてきたんですか。じゃ、今の今回の1月30日にある文書はとても緩くなっていますよ、緩くなっている。しかも明確になっている。何でそれができない理由が分からんですよ。何でやらないんですか。

だって、ホーリーホックに1週間練習をB面、A面コート認めればいいじゃないですか、協定書を結べばいいじゃないですか。それが何でできないんですか。だって、一つは、占有させているんだから。だってJリーグライセンスの、基本的にライセンスは、天然芝コート、1面コートがきちっとついていけばいいわけですよ、クラブハウスに。でも、何でそれができないんですか。町民のために町長は戦うのか、それともホーリーホックのためにt o t oと戦っているんですか。誰のためのお金で、誰のためにやるんですか。

○議長（小坏 孝君） 町長、話、しっかり聞いて答えてください。

○8番（河原井大介君） きちっとそのことを覚悟を聞いていますから、もう簡潔にお願いします。

○議長（小坏 孝君） 町長、質問に対して答えてください、自分の思いではなくて。質問に対して答弁してください、簡潔に。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 今回の回答書を見れば、よく読んでいただければ分かるとおり、私は回答書で、速やかに助成金の支払いを求めますと書いています。つまり是正を待つことなく、既に助成の要件を達成したので、速やかに払ってくださいと言っているわけです。つまり私は一日も早く助成金を頂くために最大限の努力をしているということです。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） でも、その努力という28日の文書は何ら意味がないということが分かったわけですよ、向こうにとっては。だって、是正勧告をしなさいということに対して何の回答もしていないし、何の答えも出していないし、何の方向性もないもの。それはもう分かったじゃないですか。

だから、きちっと聞かれたことを対応し、その上で言いたいことを言えばいいのに、なぜ、是正をしながら、その次の段階へと進むことをしないのか。いや、もちろんこの是正をやって、くれないというんだったら、もうこれはぶち切れますよ、怒りますよ。でも、そうじゃないですよ、何もやっていないし、言うこと聞いていないし、是正勧告をやっていないんだから。

是正勧告をしっかりと受け止めて、その文書を送っていないにもかかわらず、いやいや、早く金くれ。子供のけんかじゃないですよ。真面目に相手の要望を受け止め、その中でおかしい、お金が出ないんだったら怒ってもしかるべきだけれども、是正勧告をして、それができないはずじゃない、できないわけじゃない。どれもこれも人がなすべきだ。今までやってきたじゃないか。開発公社に今だってやろうとしているじゃないか。できるはずですよ。なのに、何でこればかりはできないのか。何ですか。できなくないですよ、できますよ。なのに、できない理由を一生懸命並べて、すぐに金くれと言っていること自体が一生懸命頑張っていますよという主張をすること、論点や争点や、そして政治の本質、そしてこの議論の物事をねじ曲げている。それはおかしい。

だから、きちっと謝罪をし、28日の文書を取り消し、そしてもう一度、相手方の是正勧告をのみなから、それで駄目だったらば、皆さん一緒に、ここの議会、そして理事者の皆さん方が一緒に戦うわけですよ。その段取りもせずに、何もせずに、一方的に駄目だということの文書は、平成29年3月2日にはもう出ているわけですから、今の方向性と何ら変わらないんですよ、何にも変わっていない。

もううそもいいです。本当のことを話して、どういう対応をするか、具体的に4,100万を取るための作戦を考えればいいじゃないですか。その覚悟はあるのかというのを聞いているんですよ。

○議長（小坪 孝君） 町長、質問に答えてください。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） まず、今、河原井議員がうそはいいということで、私がうそをついているかのような前提の発言がありましたが、私はうそをついておりませんので、それは訂正をしていただきたいと思います。いつ、どのようなうそをついたんでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） だって、当初から独立行政法人はJリーグの話をしていませんよと言ったじゃないですか。3月2日の午前11時から第3階会議室で話していますよ。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） Jリーグのことを一切話していないとかという話は今していないと思うんですけども。

それで、河原井議員の発言の中で一番ちょっと誤解を解かなきゃいけないのは、是正命令、この要求どおりにやったら4,000万払いますとは、この文書はどこにも書いていないんです。ぜひ、目を皿のようにしてこの通知をよく読んでみてください。どこにも書いていないんですよ、4,000万円、これを達成したら払うと。書いてあることは、7月31日までにこういうことをやってくださいと。その後、現地調査を行いますとしか書いていなくて、これをやったら払うとどこにも書いていないところがこの文書のポイントなんです。

ですから、河原井議員はこれをやればもらえるんだというふうに言いますが、これまでもt o t oから来た文書で、具体的に言えば、フェンスで仕切りなさいとか、あるいは年間の使用時間とかということが言われて、それを達成したにもかかわらず、今回、また新たな週1回という条件を今回初めて出てきましたけれども、新しい条件が出てきたので、これはちゃんとと言わないで命令だけをただ従っても、また新しく違う条件が出てくる可能性があるから、これはちゃんと助成金をもらうためにも、そもそも補助金の募集、申請、決定、支払いというのはいかにあるべきかという根本に立ち返って議論をしないと、これは水かけ論になってしまうから、これはここで1回ちゃんとやるべきことは言っておくと。

そして、この話によると、助成金の支払いは少なくとも7月31日まではありませんよ、措置の期限が7月31日で、さらにその後、内容を確認した上でしますと言っているのです、もうこれは8月、9月までは、これ、このとおりにやったとしても払わないと言っているようなものなんです。でありますから……

○議長（小坏 孝君） 簡潔に。

○町長（上遠野 修君） 私は、それを待たずに、もう既に12月の時点で条件を満たしたから早く払ってくださいと言っているわけです。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） ちょっと違います。28日の文書を出したところでお金はもらえないですよと言っているんですよ。28日に幾ら文句言ったって、何言ったって、私が言った是正勧告するよりも、28日に出した文書のほうは、お金もらえるんだったら支持しますよ。もらえるわけじゃないじゃないですか。文科省の大臣に文句言ってやるんだ、もしくは、どんどん情報を出せ、あんたら間違っていると言っている28日の文書を見て、これ、お金もらえる、安心だなという人、誰もいませんよ、議会に。

だから、こういうことを言っているわけですよ。是正勧告をしたほうが、28日に出す文書よりもお金もらえる確率が高いんじゃないですか。もらえないときには、覚悟決めているんですよという話をしているんですよ。だから、全然、論点が違うし、ポイントが違うし、自分の意見だけを主張し続ける、それは間違っている、間違っている。これからも絶対間違っている。それは直してくださいね。

時間もあれですから、次の質問に移ります。

DMOについてなんですけれども、結局、このDMOについては、1月、法人登記をし、きちっと方向性を出してやっていくという話だったんですが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

○議長（小塚 孝君） 執行部、まちづくり戦略課長大曾根直美君。

〔まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 8番河原井議員さんのDMOの進捗状況ということでご説明申し上げます。

当事業につきましては、平成28年度より国からの交付金を受けて常陸大宮市と合同で御前山・那珂川広域連携協議会を設立して、DMO設立に向けた各種事業を実施しております。当事業では、道の駅かつらを起点に、御前山や那珂川といった城里町の貴重な観光資源を最大に活用して、発展させるべき隣接した常陸大宮市と地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働し、確実な計画実行を実現する力のあるDMOの設立を目指して、各種事業を展開してまいりました。

今年度につきましては、那珂川カヌーフェスティバルや新規事業であります御前山サイクリングフェスティバルをおおむね予定どおり実施しております。

しかしながら、昨年の台風19号の影響により、実行に安全な受入れ態勢が整わず、御前山トレイルラン大会及び観光ツアーの実施につきましては、中止をさせていただいております。

また、DMOの設立事業についてでございますが、昨年、新聞などにも掲載されたように、県より御前山・那珂川大橋の架け替え案が提示されて、当事業の起点となります道の駅かつらやふれあい広場にも移設等により影響が出るということが判明いたしました。そ

れに伴いまして、DMOの設立につきましては、現在、道の駅かつらがどうなるかということをお勘案しながら進めていくこととしております。

以上であります。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） DMOについて、以前から常陸大宮市と城里町の事業ということで、香りの思い出等々、大自然のこういったパンフレット、資料等々もたくさん作られております。いずれにしたって、少しやや遅れているということだというふうに推察しますが、いずれにしましても、今コロナのウイルスの問題もございましてけれども、観光事業については、城里町にとって一番とても大切な産業だというふうに思います。

いずれにしましても、これからこのコロナウイルス、さらには水害からの復興含めたところで全身全霊を持って、引き続きのご検討、ご協力と、そしてさらなる新しい施策の展開へと結んでいくことをお願い申し上げながら質問を終わりにして、3点目に移ってまいります。

イノシシの対策ということであります。

これは資料をちょっといただいたんですが、東京農大とのコラボレーション事業で、七会の給食センター跡地に、平成29年から3か年にかけて山村の資源、イノシシをお肉にして、皮を加工品にして、過疎地域、ここには七会地区というふうには書いてありますが、七会地区の活性化を図っていく、さらにはイノシシ等の捕獲の実態調査、それから先ほど言いましたけれども、イノシシの加工品の開発だったり皮の加工、そしてお肉の販売等というプロジェクトが行われていまして、この報告書を頂戴しました。

この中身について、3か年が終わったわけなんですけど、来年度以降を含めたところでどのような展開になっていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 8番河原井議員のご質問にお答え申し上げます。

山村活性化事業についてのご質問でございます。

本事業につきましては、山村資源の有効活用を図ることを目的としまして、平成29年度から令和元年度の3年間にわたりまして、国より10分の10の補助を受け、事業を実施しているものでございます。

事業内容につきましては、東京農業大学、こちらに農山村支援センターが置かれてございます。こちらに調査研究を委託しまして、地域に眠っている山村資源の活用を行い、過疎地域の活性化を図るための調査事業でございます。事業の取組期間につきましては3か年、事業費は年度の上限額が1,000万円となっております。

当該事業につきましては、過疎地域自立特別措置法の指定を受けてございます七会地区

を対象に、有害鳥獣である野生イノシシを有効活用するため行われているものでございます。東京農業大学が行う主な調査としましては、イノシシの捕獲実態調査、イノシシ肉の加工商品の開発、皮加工商品の開発、マーケティングによる販売促進などとなっております。

山村資源として野生イノシシを有効活用していくためには、有害捕獲をしたイノシシの食肉加工処理施設を整備し、継続的な事業展開が必要でないかと考えているところでございます。道の駅、農産物直売所を活用しまして、町の特産品としてのイノシシ肉の販売や従来廃棄をされてきたイノシシの皮を使った皮加工品の開発など、山村資源の活用は過疎に悩む地域としても、農産物の被害軽減に効果が見込まれるとともに、食肉として販売することにより、所得の向上、地域の雇用確保などに事業の効果が見込まれるものと考えてございます。

施設整備につきましては、当初、令和2年度を見込んでおりましたが、平成30年9月に岐阜県でCSFの感染が確認されて以来、隣接県に感染が拡大をしており、昨年11月8日には、埼玉県深谷市でCSFの感染が確認されてございます。

このような状況に鑑みまして、本町では来年度、ジビエ食肉加工処理施設の整備を検討してまいりましたが、依然としてCSFの感染拡大が懸念されるとともに、野生イノシシへの感染も危惧されておりますため、施設整備につきましては、今後のCSFの拡散状況を見ながらの検討となるということでございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、東京農大とのそういったプロジェクトについては、ある一定の方向がついたと、区切りがついたということだというふうに思いますが、もう一度ちょっと確認なんですけど、これから先の問題というのは、豚コレラとかそういったものによって、事業は一時どういうふうになっていくのか、見極めるといのは、もう少し具体的に教えてもらっていいですか。

○議長（小坪 孝君） 農業政策課長山口成治君。

〔農業政策課長山口成治君登壇〕

○農業政策課長（山口成治君） 8番河原井議員のご質問にお答え申し上げます。

事業の展開方向としましては、先ほど申し上げましたように、CSFの拡大がまだまだ懸念される状況でありますので、そちらを見極めながらという形になってこようかと思っております。

なお、施設整備につきましては、依然として当地域も出荷制限区域になってございますので、その辺のところは、国・県と連携しながらの今後の課題ということになろうかと思っております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） つまるところ、今までの計画があつたけれども、少し休憩に入ってしまうということによろしいですね、分かりました。

では、この東京農大との事業については、様々な社会的な要素もあるので、少し勘案しながら、休憩しながらゆっくりやっていくということで答弁いただいたという認識でよろしいでしょうか、ありがとうございます。

次の質問に移ってまいります。

教育施設への防犯カメラの設置についてです。

まず、1点目確認させていただきます。この現在の設置状況についてご確認をいたします。

防犯カメラは、もちろん現代社会においては、主に地域の防犯対策として、県内においても設置が進んでおります。特に、商業施設や金融機関等で設置されている防犯カメラを見受けまされども、最近では家の安全のために、おうちの家族の防犯のために、防犯カメラを設置しているご家庭も増えてきているというふう聞いております。

防犯カメラには一定の犯罪の抑止力があるとは思いますが、そのことを踏まえた上で、現在の教育施設、特に小・中学校に限定しますけれども、防犯カメラの設置状況をお聞きいたします。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 河原井議員のご質問にお答えいたします。

現在の各小学校における防犯カメラの設置状況でございますが、石塚小学校と常北中学校の2校に設置してございます。設置台数につきましては、石塚小学校に2台、常北中学校に4台となっております。

○議長（小坏 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） なるほど、石塚小学校に2台と常北中学校に4台、分かりました。

そうしますと、今後の設置計画というものをお聞きしたいというところなんですが、茨城県では平成15年3月、茨城県安全なまちづくり条例を制定し、警察はもとより、行政、事業者及び県民が連携、協力して、安全なまちづくりを進めていると聞いております。城里町内の学校における生徒たちに対する犯罪防止に関する必要な措置として、今後の防犯カメラの設置計画についてお聞きしたいと思います。

具体的には、スクールゾーンも含めたところで、もしくは近隣の市町村も含めたところで、どういう状況であるか、もし分かる程度で結構で、分かる範囲で結構ですので、簡潔

にご答弁いただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） ただいまの質問の今後の設置計画についてでございますが、令和2年度予算におきまして、録画するための記録媒体がついた防犯カメラを、石塚小学校の校庭に向けて2台設置する予算を計上させていただいております。設置の理由としましては、親と子の遊び場確保という観点から、来年度に試験的、検証的な試みとして、月2回開放するためでもあります。ただ、当然のことながら、これにつきましても、こう広い敷地であるがゆえに、防犯のカメラの効力も生じると思っております。

今後、防犯カメラ未設置の小・中学校につきましても、坂の上や民家から離れた学校もありますので、子供や教職員の安全確保、防犯上の抑止効果を考慮し、議員ご指摘の内容を踏まえ、全校への配置を検討してまいります。

近隣市町村等の状況については、局長のほうから回答させていただきます。

○議長（小唄 孝君） 教育委員会事務局長小李克成君。

〔教育委員会事務局長小李克成君登壇〕

○教育委員会事務局長（小李克成君） 8番河原井議員さんの質問に補足をさせていただきます。

近隣の小・中学校の防犯カメラの設置状況ですが、まず同じ郡内の茨城町におきましては、幼稚園、小学校、中学校全てにおいて設置完了済みであります。また、大洗町におきましても、小・中学校全校に設置済みの状況となっております。笠間市におきましても小・中学校全校に設置済みというようなことで、設置台数につきましては、それぞれ答弁のほうは、公表のほうは控えてくださいというようなことで承っておりますので、近隣の情報のみお伝えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（小唄 孝君） 8番河原井大介君。

〔8番河原井大介君登壇〕

○8番（河原井大介君） いずれにしても、防犯カメラの設置について検討していただくということでいただきましたので、ぜひ前向きな検討を、そして速やかなる設置についてのご検討をよろしくお願い申し上げながら、一般質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で8番河原井大介君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第3号、1番桜井和子君の発言を一問一答方式により許可いたします。

1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 1番桜井和子です。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、風疹のワクチン接種についてお伺いいたします。

厚生労働省は、風疹の感染拡大を防ぐため、2019年度に40歳から57歳の男性を対象に風疹の抗体検査と予防接種の無料クーポン券を配布しております。40歳から57歳の男性は無料ということですが、その内容についてお伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

40歳から57歳の風疹のワクチン接種についてのご質問でございました。

2018年7月以降、特に関東地方において、30代から50代の男性に風疹の患者が増加し、このうち昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性は、これまでの制度の変遷上、風疹に関わる公的な予防接種を受ける機会がなかった世代であり、今年開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会で人の往来が活発化し、感染が拡大するおそれがあることが懸念されたことから、風疹の追加的対策を行うことになりました。

風疹に関する追加的対策の内容につきましては、特に風疹の抗体保有率が低い昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれ男性に対し、まずは抗体検査を受けていただき、十分な量の風疹の抗体がない者が、予防接種法に基づく風疹の定期接種の対象とし、風疹ワクチンを接種することになります。実施期間は2019年4月1日から2022年3月31日までの3か年計画で段階的に実施していきます。

1年目の今年度は、まずは昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれ、城里町818人の男性に対し、町から受診券クーポン券を送付しました。私もクーポン券が来たので、抗体検査を受けました。確かにクーポン券はこの年代の方に行き渡っていると思います。

2年目につきましては、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれ男性に対して、受診券クーポン券を送付する予定であります。

対象者の費用に関しましては、無料で実施しています。

○議長（小坪 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

昨年度、町から無料クーポン券が届いたということですが、対象者はどのぐらいいたのでしょうか。また、無料クーポン券で抗体の検査をした人、また、接種をした人はどのぐらいいたのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

今年度の対象者でございますが、818人中、抗体検査実施者が124人、うち十分な量の風疹抗体がなかった方は52人でございます。

あと、さらに実際にワクチンを接種した方は39人でございます。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 818名の対象者に対して124名ということで、15%ほどなんです、これは全国平均ぐらいの状況だと思うんですが、抗体検査も接種もまだまだ進んでいないという状況だと思うんですね。

この無料クーポン券には、有効期限というのはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

今年度対象であった方につきましては、2年間延長となりましたので、有効期限が切れても受診することができることになっております。これから延長実施の通知を送付予定でおります。また、これからの対象者には、同じく今後2年間の有効期間となります。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。

この2年間延長されたということなんですが、この抗体検査、またこのワクチン接種というのは、どこの病院でも受けることができるのでしょうか。また、何回接種すればいいのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

抗体検査はどこで受けることができるのかということですが、抗体検査につきましては、職場や町での健康診断や全国の協力医療機関で受けることができます。ワクチン接種につきましては、全国の協力医療機関で接種することができます。

全国の医療機関につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されております。

以上でございます。

○議長（小坪 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） この接種は、1回で大丈夫なんでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 接種につきましては、1回で済むと考えております。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 答弁ありがとうございました。1回ということで分かりました。ありがとうございます。

男性にとって仕事を休んで受診するという事は、本当に大変なことかもしれません。しかし、風疹は妊娠初期の女性に感染すると、赤ちゃんが難聴や白内障、心疾患など、先天性風疹症候群となって生まれてくる可能性があるという聞いております。この無料受診クーポン券の期間の延長がされたことを、そしてまた職場でも、また町の健診でも検査ができるなどの、そういうことの周知と受診のための啓発はとても大事なことだと思います。町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1番桜井議員のご質問にお答えいたします。

風疹に感染すると問題があるということでございますが、妊娠初期の妊婦に風疹を感染させると、赤ちゃんが先天性風疹症候群になる可能性があるというところでございますが、町といたしましては、多くの方に検査を受けていただき、風疹のワクチンの接種を受けていただけるよう、十分に周知をいたしまして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございました。

国立感染症研究所が1月29日に発表した「風疹流行に関する緊急情報」というものによりますと、今年に入り先天性風疹症候群の子供が1名報告されています。風疹の拡大防止のため、一人でも多くの男性が受診してくれるよう、周知と普及啓発に工夫していただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、インフルエンザの予防接種助成の対象枠の拡大について質問をいたします。

城里町は2018年度より、中学生までインフルエンザの予防接種に2,000円の助成金が出ております。本当に保護者の方も大変に喜んでおります。これの対象枠を高校生まで広げる考えはあるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

インフルエンザの予防接種に関する質問についていただきました。

城里町の小児インフルエンザの予防接種につきましては、平成30年度から中学生まで助成範囲を拡大してきたところです。近隣町村での任意による小児インフルエンザの予防接種は、中学生までとしているところがほとんどですが、今後の状況を確認しながら、高校生までの拡大に関しましても検討していきたいと思っております。

○議長（小坪 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。

助成金が出る以前は、本当に中学生の間でも、中学生はインフルエンザ予防接種をしたくても高く受けられなかったと。でも、助成金が出たことで予防接種を受けやすくなったのか、ここ2年ほど中学生の間でインフルエンザは流行していないので、本当にほっとしているという保護者もおります。本当に高校生にも助成があればありがたいとの声も出ているのですが、いかがでしょうか。

○議長（小坪 孝君） 健康保険課長阿久津忠昭君。

〔健康保険課長阿久津忠昭君登壇〕

○健康保険課長（阿久津忠昭君） 1番桜井議員のご質問にお答えいたします。

高校生までの拡大につきましては、町長が申し上げましたとおり、今後検討をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） ありがとうございます。ぜひ前向きに検討してくださいませう、よろしく願いいたします。

それでは最後に、布団類の回収、処分の状況についてお伺いいたします。

早速、布団類の自宅までの回収を実施していただきまして、本当にありがとうございます。押し入れに使わなくなった布団がたくさん入っていても、環境センターまで持っていくこともできず、ずっと気になっていたけれども、本当にすっきりしたとの喜びの声も届いております。

これは先月2月20日で申込みが締切りになりましたが、利用者は何件あったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 引き続き、1番桜井議員のご質問に回答させていただきます。

布団類の回収に関する質問に移っていただきました。

利用者数でございますが、布団類戸別回収事業の申請者は24名でした。回収は3日間に分けて実施しており、2月5日と3月4日に既に実施しており、残りは3月11日に実施予

定となっております。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。

今回は対象者が1つに、運搬する自動車がない、2つに、独り暮らしや高齢者のみの世帯で、家族等の支援が受けられない65歳以上または障害者手帳を交付されている方と、本当に利用する枠がとても狭かったのではないかと思います。私のところには、車はあるけれども高齢だし、時々目まいもするので、今のところは乗っていないんだけど、それでも車があっては駄目なんですかという、そういう問合せがありました。町のほうにもそのような問合せはあったのでしょうか。あったとすれば、何件ぐらいありましたか、お聞きしたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 1 番桜井議員のご質問にお答えします。

そういうその後の問合せなんです。電話等で2件ぐらいですか、ありました。2件ぐらいの問合せだったんですが、一応条件としてはそういうことでお話ししました。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） ありがとうございます。もちろん2件の方にはお断りという形ですね。ありがとうございます。

それで、今回は本当に短期間の申込みだったと思います。それにもかかわらず24件、また、乗ってなくても車があるということだけで、利用できなかった人もいることを考えれば、本当に町民のニーズは高いのではないかと思います。一口に車と言っても様々ですよ。軽乗用車で寝具類を車の中に運び込むことも本当に大変、容易なことではありません。車の有無にかかわらず、また、年齢等にも関係なく利用できるような枠を広げるべきだと思いますが、いかがでしょうか、お伺いたします。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 1 番桜井議員のご質問にお答えいたします。

実際にまだあと1回残っていますので、3回分が終わりましたら、実際の実施した結果を精査いたしまして、来年度以降検討していきたいと思っています。

○議長（小唄 孝君） 1 番桜井和子君。

〔1 番桜井和子君登壇〕

○1 番（桜井和子君） 今回は試験的に実施ということでしたけれども、これ一度きりでしょうか。また次の機会はありますか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 高齢世帯に対するごみ出し支援につきましては、今までは特に財源措置がなかったのですが、令和2年1月10日付で高齢者等世帯に関するごみ出し支援に要する経費に関する特別交付税算定の照会が茨城県の市町村課からありました。新たにごみ出し支援に関する経費が地方交付税の交付対象となったということでございますので、今後の新しい事業ということで、来年度以降の事業の在り方について、ちょっとこのタイミングで当初予算には間に合わなかったんですが、今後の検討課題として取り組んでいきたいと思っております。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） うれしいお話でした。ありがとうございます。

それと、環境センターまでに現在は持込みになっている家具、また、剪定した枝なども、有料でもいいので自宅まで回収してほしいという声も上がっています。笠間市では、処分したものをあらかじめ申請し、ごみ処理券を購入します。1点に1枚の処理券を貼付して、雨に濡れない場所に置いておくと回収してくれるようです。これからますます高齢化が進むことを考えると、回収処分事業は必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

先ほどの答弁と似たような話になってしまうんですが、これまでごみ出し支援に要する経費については、市町村の独自事業ということで、財政措置がなかったのですが、今後は特別交付税の措置がされるというふうに伺っておりますので、そういった制度を活用してどういった事業化ができるか、検討していきたいと思っております。

○議長（小坏 孝君） 1番桜井和子君。

〔1番桜井和子君登壇〕

○1番（桜井和子君） 環境センターまで行きたくても行けない、そういう方の気持ちを察し、また、高齢の方の心に寄り添った取組をぜひお願いしたいと思っております。

以上をもちまして質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小坏 孝君） 以上で1番桜井和子君の一般質問を終結いたします。

ここで10分間の暫時休憩いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時24分開議

○議長（小坏 孝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告第4号、3番猿田正純君の発言を一問一答方式により許可いたします。

3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 3番猿田正純です。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。時間も時間ですので、早めに今日は切り上げたいと思います。

本日は4つの質問をさせていただきます。

まず、1番目の質問ですが、事業用の太陽光発電施設の設置に関して、3項目の質問を続けていたしますので、続けて答弁をお願いいたします。

1つは、設置計画に当たり、城里町都市計画や土地利用計画の策定、再整備をして計画のある開発促進が現在できているのか。

2つ目は、設置をする土地は、城里町の宅地は50%の評価となり、固定資産税が上がりますが、行政指導側としまして、地主さんたちはおおむね理解されていると思っているか、お伺いをいたします。

それから、3点目が開発設置、これは県のガイドラインに適合すれば許可をされておりますが、将来支障が出ないのか、また、出たときの対処方法は決まっているのか。

3つまとめて質問をいたしますので、ご答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） それでは、3番猿田議員のご質問に回答させていただきます。

太陽光発電に関する質問をいただきました。太陽光発電につきましては、町内で各所に太陽光発電の計画があり、そして実際に次々と実施されて稼働が続いているところがあります。太陽光発電については、一方で、地主さんの立場からすると、土地の有効活用であり、あるいは一方で周辺住民の立場からすると、雨が降ったときに排水が適切になされるのか、河川に対して悪影響を与えるのではないか、あるいは緑豊かな環境を好んでいたのに、そういった緑が失われてしまって、あまりよくないのではないかと思う、そういう周辺住民の方もいらっしゃるかと思います。

現在、法的には、町の条例として太陽光発電を直接規制する条例はありませんので、土地開発条例ですとか、森林法に基づく許可などによって、間接的に規制されているのが実情であります。

それぞれまちづくり戦略課及び税務課から現在の規制状況について説明をさせます。

○議長（小坪 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

〔まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇〕

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 3番猿田議員さんのご質問にお答えいたします。

町は土地利用計画策定に計画ある開発促進ができているかということでもありますけれど

も、第2次城里町総合計画の基本構想のうち、土地利用に係る部分を国土利用計画法第8条に基づく町国土利用計画としております。国土利用計画では、土地利用の大きな方向性として、市街地ゾーンや田園居住ゾーンなどに考え方を定めておりますが、公図に落としたような図面ではなく、ゾーニング図とっておおまかな構想を示す図となっております。

個々の太陽光発電施設開発に際し、町の都市開発事業に当たれば、城里町土地開発事業の適正化に関する条例に基づきまして、都市建設課に申請をしてもらい、森林であれば森林法に基づき農業政策課へ、また農地の場合には農地法に基づき農業委員会への届出が必要となるなど、開発に応じて必要な規制が生じ得るため、適正助言や指導を行っております。

以上であります。

○議長（小唄 孝君） 税務課長鈴木貴司君。

〔税務課長鈴木貴司君登壇〕

○税務課長（鈴木貴司君） 3番猿田議員さんの2番目のご質問に関しましてお答えをさせていただきますと思います。

太陽光用地の固定資産税が宅地評価の50%に上がるということにつきまして、行政側、税務課といたしましては、現在のところ指導は行ってございません。

まず、固定資産税が宅地の50%となる時期につきましては、賦課期日1月1日時点で太陽光発電施設用地となっている場合、雑地となりまして、近傍宅地の50%で売電の開始の有無に関係なく課税させていただいておるところでございます。そして、地主さんが雑地、近傍宅地の50%になることを承知する時期は、4月の中旬に税務課から発送する納税通知書で確認いただくこととなっております。また、事前に税額等を知りたい旨の問合せがあった場合には、当該年度の価格を基にいたしまして、計算してお伝えしているところでございます。

本町において、太陽光発電設備の用地は近傍宅地の50%を採用しておりますが、この割合は建物の敷地及びその維持効用を果たすための土地としての必要な一定の土地の造成に要する経費、造成費でございますが、これ相当分を考慮した比準割合となっております。平成26年度より、太陽光発電施設については、50%の比準割合を内部規定、内規によって定めているところございまして、その際、近隣の市町村の比準割合も調査させていただきながら、均衡を図っているところでございます。

税務課といたしましては、今後とも太陽光発電施設用地に関する税の問合せ等につきましては、適切に対応させていただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ご丁寧な答弁をありがとうございます。

今、やはり私の知り合いの人でも、太陽光をやってみようかなんていう人も結構出てきましたので、これは、当町はまちづくり戦略課でよろしいんですね。戦略課のほうに作りたい人が相談に行けば、このようなガイドラインというのはまちづくり戦略課から頂いて、いろいろお話をしていただけるということになりますよね。

あとは、パネルの寿命が大体30年程度、そしてメーカーさんの標準的なパネルの出力保証という期間は25年というふうに言われていると聞きます。この長期間の間にも問題等も少なからず起こると想定されます。その先のこともかなり問題がいろいろ出てくるんじゃないかなと思っております。そういう中で、城里町だけで対処ができるような問題ではありませんので、県とともに施策のほうを練っていただきたいと思います。できればこういう問題が出る前に、見越してやっていただけるというのが一番理想なんですけれども、取りあえず次の議会だよりに、このようなことがございますよというようなことを書かせていただきます。

2番目の質問に入ります。2番目の質問、町営住宅の建て替えについての質問をさせていただきます。

昨年9月の定例会のときに、町営南団地・米沢団地建て替えの案が報告第54号で提出をされました。築40年以上で老朽化が進み、維持管理が困難な状況なので計画をされたとのこと。現在も多くの方々が住んでおられますので、入居者の方々には一日も早く快適な生活をしていただけるように、私はもう早期着工は拒みません。ただ、そういう中で何点かご質問をさせていただきます。

まず1つ目は、事業期間、これが事業着手からおおむね7年から10年をめどに完成予定で、総工費が約11億円を見込んでおられます。建屋が48戸、建屋の建築のみの総額が8億4,000万の計画だということですが、計画書の中に補助金の申請とありますが、申請の内容、どういう補助金なのかということと、あと、その割合はどのぐらいなのかをお伺いをいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。それでは、3番猿田議員のご質問に回答させていただきます。

町営住宅の建て替え事業に関するご質問ということでございました。議員ご指摘のとおり、大変、南団地、米沢団地につきましては老朽化が進んでおまして、床が抜けたり、大変居住の快適性ということで、問題も出てきているというふうに伺っております。町としましては、空いている公営住宅への引っ越しに対する補助などを行って、早期に住み替えを求める方に関しては支援も行っているところですが、ご指摘のとおり、今後建て替え事業を行おうとしているところでございます。

建て替えの整備事業につきましては、補助率45%の社会資本整備総合交付金を活用する

ほか、起債、公営住宅建設事業債、一般財源を見込んでおります。整備後の維持管理費は、家賃、使用料等で賄うことを考えております。また、今、立地適正化計画を町として立てておりますが、その立地適正化計画の居住誘導区域の中に今回の団地の建て替え区域が含まれていますので、社会資本整備総合交付金の優先採択を受けるということを目指しております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

社会資本整備総合交付金って、これは国交省のほうで年間約9,000億ぐらいの予算を組んでいるものだと思うんですけども、本当に自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金だと聞いています。成長力強化や地域活性化につなげる事業にということで、国が45%という割合ですので、この辺もおおむね10年ぐらいをめぐるといいますので、毎年チェックをさせていただきます。

2つ目の質問は、多分15戸か20戸以上の集合住宅を建てるときは、公園が必要、公園の設置が義務づけられているんじゃないかと思っておりますので、公園は必要だと思いますけれども、3,500平米と広大ですけども、どのような公園にされる予定なのかをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

今回の南・米沢団地の建て替え事業におきまして、昨年、基本計画のほうを策定させていただきました。その中でお示ししているとおり、団地内のほぼ中央に3,500平米程度の公園を設置を予定しているところでございます。

詳細につきましては、まだ決定をしておりませんが、現在、基本設計のほうを委託中でございますので、その中でも検討をしてみたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 町長は、今年の2月4日付の日本工業経済新聞、こちらのほうで早々と発表をされていらっしゃいますよね。えっ、そうなのなんですか。

その中で、ここの公園をどういうふうにするかという、もう既に天然芝や遊具やベンチなどを設置する想定、将来的に入居者が増加し住宅が不足した場合は、公園の敷地を使用して住宅を増築する可能性があるかと。もうちょっと続けますか。基本計画は水戸市の株式会社三上建築事務所がまとめ、基本計画の指名競争入札は1月9日執行をして、パル総合設計が税抜き890万円で落札をしたと。

こういう案件がこの中に載っているんですけども、私が一番懸念いたしますのは、地

域優良賃貸住宅を16戸、初期計画に入っているということ、あと一つが新聞の中で、将来的に入居者が増加した場合に、公園敷地を使用して住宅を増築する可能性がある。そこはどのようなタイプの建屋なのか分かりませんが、多分、町長は人口減少に歯止めをかける政策の一環ではないかとは思いますが、一般的な公営住宅というのは、今住んでおられる方にこういうことを言ったら失礼かと思いますが、どこの住宅もというか県営住宅なども、低所得者層向けのつくりというか建屋が大多数だと思っております。

このようなつくり、優良賃貸住宅を増やせば、今、民間で賃貸住宅を営んでおられる方々について、町長はどのような考えでおられるのか。また、町内の民間賃貸経営を営まれている方々の実態を把握されていらっしゃるのか、併せてお伺いをしてみたいと思います。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に引き続き回答させていただきます。

ちょっとその建設新聞、恥ずかしいことですが、読んでいませんでしたので、ちょっとどういう記事だったか承知していませんが、私のほうから建設新聞に対してコメントを私が決裁して出したことはないの、恐らく設計者の意向等を新聞として書いているのかとは思いますが、個別に取材を受けてコメントを出してはいないので、ちょっと内容を後で確認しておきたいというふうに思っています。

今、都市建設課長が答弁したとおり、基本構想があつて基本設計があつて、今、基本設計が落札されまして、そして今、基本設計の納期がまだ来ていませんので、基本設計の図面等はまだ受領していないところでございますので、その設計者と打合せしながら、公園の内容についても考えていこうと思っておりますが、基本的には今の私の考えとしては、まだ設計者に正しく伝わっていないのかもしれませんが、南団地のあのコンクリートの4階建て、3階建ての公営住宅がありますけれども、あの建物と建物の間を縫うように公園があつたり、あるいは那珂西団地の中に公園があつたり駐車場があつたりします。そういった那珂西団地や今の南団地の既存の公営住宅にくっついている公園と比べて、極端に豪華になったり、極端に貧しくなったりしないようなものであるべきだというふうに思っています。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） すみません、私が一番聞きたいのは、民間賃貸経営をされていらっしゃる方々の実態とか実情を把握されていらっしゃるのかという、そちらの質問なんです、質問をいたします。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） ただいま3番猿田議員のご質問にお答えいたします。

町としては、民間賃貸経営者の実情について、詳細については把握しておりませんが、現在インターネット等で入居者の募集等を見る限り、常に一定程度の空き室があるということは把握しております。空き室の程度につきましても、近隣の茨城町や大洗町と比べてさほど差はないのかなというような状況をつかんでいるのみでございます。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 私も水戸市内のほうの城里町に近いところの不動産屋さんをずっと歩いて調べただけでも、今13部屋、これは下青山、石塚、上青山、那珂西、その辺だけのものだけでそれだけの部屋が空いています。これ、部屋名も全部言えと言われるのであれば全部読んでみますが、そこまではする必要はないと思いますので、その辺までは言いませんけれども、ただ、私が一番心配をしておりますのは、町内での民間賃貸事業ですか、これはこの後もやります人口減少にというか、人がとにかく減っていく中で、公営が民業を圧迫してはいけないというような、そういうところからのちょっと全部、全てが質問になりますので、そういう中でこの民営と公営をどう並立をさせていくような考えなのか、この辺もちょっとお伺いをしたいんですが。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問をありがとうございます。

民間の賃貸住宅との調和をとということだと思っておりますが、ご存じのとおり、通常の公営住宅については、入居に関しまして所得の制限があります。ですから、那珂西団地とか南団地とか常北地区の公営住宅につきましては、例えば夫婦で30万以上の所得があったら、現在入居できないと思います。一方で、民間住宅は夫婦共働きで、例えば夫婦で月30万以上の所得があるような方はもうウエルカムで、ぜひ入居してほしい入居者だと思います。

そういう意味で、所得制限等がありますので、民間住宅からすると所得の高い方に入ってほしい、民間住宅は。一方で、公営住宅は所得が高くない人でも3DKとか、今、町の公営住宅は3DKが基本になっていますが、3DKくらいの住宅にシングルマザーの方でも、あるいは夫婦一緒でもいろいろ事情があって所得がそう高くない方でも、そういった住宅に入れるというところにすみ分けがありますので、そこはそういった形で高所得の夫婦は民間住宅へと、それから所得制限の範囲内の中にある方は公営住宅へとということで、すみ分けができるのかなというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） その前に、地域優良賃貸住宅という呼び名は、今、特定公共賃貸

住宅というふうに変ったんですよね、課長。そのままで大丈夫です。じゃ、この特定公共賃貸住宅のほうで話をさせていただきます。

これは塩子の塙団地は若干下ですけれども、徳蔵団地はかなりの高収入の方も入れるようになっていますよね。ここで、町のほうの収入基準を見てみますと、徳蔵団地は単身では入れないようにはなっておりますが、下限がありまして、上限が括弧の中は給与所得者1人の総収入金額、これが788万8,875円というふうになっているんですが、今、総務省の統計局のほうで発表しました茨城県の平均所得年収、これは平均しますと476万8,000円です。20代の平均年収は342万4,000円、30代になりますと427万1,000円、40代になりますと542万2,000円、50代で575万8,000円、入居基準の上限の708万8,000円というのは、各世代の人たちがほとんど誰でも入れるような建物なんですよね。

これを今、町長が去年の施政方針、去年の3月に発表したときの中で、当団地は入居条件を緩和し、所得が基準以下であれば高齢者でなくても単身で公営住宅に入居できるようにするという、これはあくまで公営住宅のほうの話だと思います。ですが、状況によっては、先ほどのように、特定公共賃貸住宅まで変更をされるようなことが、この新聞でもひょっとしたらというようなことが書いてあるんで、こうなると本当に民業等、民業の人たちとかなり何か影響が出てくるんじゃないのかなという、そちらの心配が一番今あります。

ただ、私も住むところがなければ人は来ないというのは私の持論ですから、建てることというのは全く反対も、先ほど言ったようにいたしません。今回、今入っていらっしゃる方の住むところが快適になれば、もうそれで、その人たちにとってはよいことですので、ただ民間の事業主の方々と、町長は今回のことでもお互いの将来の構想を話し合って町政を進めていってほしいと思っているのですが、そういうところは気持ちってありますか、ご質問いたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

今、南団地、米沢団地にお住まいの方は、40世帯を超える方がお住まいだというふうに理解しております。来年度予算で、取りあえず7戸分建てますが、この7戸に関しては、現在お住まいの低所得者の方々を中心とした方々が住み替えで入るものだというふうに承知しております。

その所得制限を緩和した住宅というのは、今、七会地区にしかないわけですが、それは七会地区には民間のアパートがありませんので、民間のアパートと競合しないということで、七会地区には、また歴史的に国の補助金を使わずに単費で、例えば徳蔵住宅などは建てたので、自由に所得条件等を定めることができるわけですけれども、この国の社会資本整備総合交付金を使って住宅を整備する場合には、勝手に、自由に入居条件を町だけで決められるものではありませんので、そういった変更というのは突然にすることができない

というふうに思いますので、今年、今回の予算で計上しているものについては、現在お住まいの方々、老朽化した現在の南団地にお住まいの方々が住み替えるための住宅でございます。

また、建て替え事業が3年、5年過ぎてきますと、今お住まいの方々の住み替えがだんだん進んできて、新規の入居者のための住宅を建てる、そういう段階に入ってくるかもしれません。そういったときには、民間のアパート経営者の方ともよく意見を調整して、こういった間取りや家賃水準であれば、あるいは入居条件の設定であれば民業圧迫にならないかということを見極めながら、新規の住民のための住宅については考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） あまり何かこの新聞のほうの内容は、町長が言ったものではないというようなことをさっきお話をされましたので、どうかと思うんですけども、ただ、この中にある将来的に入居者が増加をし、住宅が不足した場合は、公園の敷地を使用して住宅を増築する可能性があるというようなことまで、この中に入っていたものですから、ちょっとそういうその辺のところの建屋がどういうものを造る、将来ですから、今どういのを建てる予定だということはお聞きもしませんが、こういうちょっと変なお話が出ていたので、今回これもお伺いをいたしました。

とにかく、公営が民業を圧迫するというようなことがないように、長期的な構想を持って、お互いに相互理解をして、ベストの方法で進めていただきたいと思います。

では次に、3番目の人口減少のほうに歯止めをかけるための町長の施策をお伺いいたします。

先日、常陸大宮市の次期市長候補であります元県議会議員の鈴木定幸元県議も出馬表明をされたときに、人口流出のダムを造ると話されておりました。日本全国のこれは問題ですけども、県内では特に県央以北の人口の減少が止まりません。同様の城里町です。歯止めをかけるための町長の2期目の施策をお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

人口減少対策は、喫緊の重要な課題としておこなっております。平成28年3月には、人口減少対策の計画として、城里町創生総合戦略を策定し、めり張りをつけて施策を実施してまいりました。

令和2年度は、計画の中で基本目標として定めた若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる施策に力を入れてまいります。具体的には以下の2つの施策になります。

先ほども議論になりましたが、まず1点は、団地の建て替えでございます。町営南・米

沢団地の整備により、子育て世代の住む場所の確保を図り、移住・定住による人口減少の抑制を図ります。長い時間かかりますが、最初の当初の数期間は今いる人の住み替えが基本になってくると思いますが、計画の後期になると、新しく外から入ってくる方々のための住宅も建てるのがだんだん可能になってくると思いますので、少し息の長い計画になりますが、住む場所をつくることで、人口の定着を図ってまいりたいというふうに思っております。

公営住宅に最初住んで、その後、町内に住宅を新築して退去をして、またそこに新しく若くてまだ所得が低い新婚さんが入ってきて、そこでまた所得が上がってきたら町内に住宅を建てて退去していくと、そういったいい循環をつくっていくことができれば一番いいことだというふうに思っております。

2点目は、各種子育て支援施策による子育て世代の負担軽減を図ります。

町単独でのマル特事業による医療費助成、こども園、保育園、幼稚園、小・中学校の給食費無償化や高等学校通学費助成等の施策により、出生数の増加や子育て世帯の流出抑制、移住人口の増を図ってまいります。

○議長（小坪 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 町長の1期目の当選直後に、このような若い写真が入った、これは2014年11月の「広報しろさと」の掲載なんですけれども、この中に「働く場所を確保する」、「住みやすい魅力的なまちをつくる」と、2つの二本柱をこのときからもうはっきりと明確に話をされております。

町営住宅の新築計画は、そのどちらも当てはまると思いますけれども、そのときの前段で、町政を負託される責務の重大さに身の引き締まる思いです、町政の基本を住民の声を反映した町づくりをしたいということでお話をされておりますが、今回の先ほどの町営住宅のほうも検討委員会の方8名、そして何か、報告は3回しかないようなことが書いてあったんですけれども、そういう報告ですか、これは結構ですけれども。でも、先ほどの南団地の建て替えの案件、その先には民業の方々もまたやっつけらっしゃる。

住民の声を反映した町づくりをするという町長のお話がありましたので、ぜひこういうところは、一部の人だけのお話を聞くだけではなくて、もっともっと多くの人たちの意見、話合いというのは、これからもずっと続けていく予定なのではないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そのような趣旨で、毎年懇談会ということで、どなたでも参加できる町政懇談会を開催しまして、その場で様々な意見をいただいたり、あるいは子ども議会を通して子供たちの意見を聞いたり、いろんな形で住民の意見を直接聞く機会も設け

ております。そういった機会の中で、実際に施策に展開、施策として実行されたものもございませぬ。

また、職員一人一人とも毎日面談を行っておりますが、職員も一人一人が住民である、半分ぐらいですか、町外から来ている職員もいますが、住民である職員もたくさんいますので、職員提案で実際に実施された施策も、高校生の通学費の補助とか、そういった施策もあります。

ということで、また何より議会の議員の皆さん方は住民から選ばれて、住民の代表として、議会の場でこういう施策をやったらどうかということでご提案をいただいたりもしておりますので、全部が実現できているわけではありませぬが、その中で、事業として予算づけが実際に行われたものも幾つかあるかというふうに思います。

そういった形で、住民懇談会を通して意見を吸い上げたり、子ども議会を通して吸い上げたり、区長要望を通して吸い上げたり、あるいは議会での議論を通して意見を吸い上げたりということで、いろんな機会を捉えて住民の皆さん方の意見を吸い上げて、もちろん審議会を開いて、審議会を通して意見を吸い上げるというのもありますが、そういった様々な機会を通して、意見の反映に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 今、いろんな懇談会とかされておられるというお話ですが、最近、町政の中のものなんですけれども、いろんな周りの人から話を聞きますと、以前は何かを、建築とか何かをする、町のもをどこかに造るとかというようなときには、計画段階で周辺住民の方々との説明会、本当に丁寧に何回も開催をしていたと聞いています。

今は何か1回ぐらいで終わっているというようなことが多いというふうに聞くんですが、幾ら対話をしても、100%の賛成というのはないものが非常に多いと思いますけれども、でも回を重ねて丁寧に住民の方々に説明をしていけば、その割合というものは高くなっていくのではないかと考えています。

住民の声を反映した町づくりの初心に戻って、その事業に対しての関わりのある住民の方々と向き合って、とことん対話をするような町政に持っていくお考えがあるのか、町長、もう一度お伺いします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。今後とも様々な機会を捉えて、住民のご意見を反映しながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 対話の重要性というのは、もう執行部も議員も、そして町民の方

も十分に理解をされているはずだと思います。これを続けて、よい町にしていければと思っております。

この役場の本庁舎の建て替えのとき、将来人口というのはおおむね2万5,000人を想定して、賛否はありましたが、執行したというふうに聞いております。しかし、残念なことに、今年の1月1日現在で1万8,352名、城里町の合併前の常北、桂、七会を合計した国勢調査で、この3町村の最大人口数といいますのが、昭和30年の2万6,621人、世帯数は5,049世帯ありました。1世帯当たりの人口が5.3人いました。平成16年の合併時に近い国勢調査では、平成17年になります、ここの人口が2万2,993人、約2万3,000人近くおりました、世帯数が7,206件と増加をしておりました。ただ、世帯数が増えていますので、1世帯当たりの人口というのは3.2人、2人ぐらい減りましたね、前から比べますと。

合併後は、リーマンショックが2008年、平成20年ですから、やはりここから景気の後退により、人口減少が大幅に始まってきております。平成27年の総人口が1万9,800人、世帯数が7,066件、世帯数も減少を始めまして、1世帯当たりの人口が2.8人で、とうとう3人を切っております。直近の令和2年、今年の1月1日の総人口は1万8,352人でした。世帯数が7,235件で、世帯数はやはり増加を若干しましたが、1世帯当たりの人口は、逆に2.5人とさらに減っております。

今後の人口予想で、国立社会保障人口問題研究所調べでの数字なんですけれども、平成27年、2015年が1万9,800人、今年が2020年、これは1万8,254人と推定しておりますが、1月1日現在で1万8,352人ですから、年末までいけば、このぐらいでほぼ合っている数字かなという気がします。

その信憑性を持ちながらの話なんです、2030年には1万5,287人、2040年には1万2,363人、2045年には1万867名までの減少予測をされております。2015年から2020年の5年間で1,546人の人口減少、毎年310人ぐらいずつ減っていることになります。

こういうここ5年間の人口減少、それから2045年、25年先、俺はいないよとなっちゃうかもしれない、そういう数字、1万867人ぐらまで減少するというようなことについて、町長のご意見といたしますか、ちょっと考えをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

日本全体でも、毎年40万人くらいが人口減っているというふうに伺っています。そういった中で、当町もその例に漏れず、人口減少が続いているわけであり、国全体が人口減の中、城里町だけが人口増というのはなかなか難しいかもしれません。ただ、難しいからといって諦めてしまうわけにもいきません。常陸大宮市の市長選挙における所信の表明というか、そういった話もありましたが、そういった常陸大宮市でも、相当毎年人口が減っていると思います。常陸太田市でも同様だと思います。しかし、どこも子育て支援です

とか、移住支援とかに力を入れて、少しでも減少のスピードを緩やかにしようと努力しているところですよ。

城里町についても同様です。どうせ減るんだから、対策を打たなければいいやと諦めてしまえば、どんどん加速が進んでしまいます。やはり人口が減るにしても、そのスピードを少しでも緩めること自体にも、私は意味があるというふうに思います。何事も急速に減っていくのではなくて、少しでも減少のスピードを緩やかにすることで、地域社会に急速に負荷がかかったりとか、そういうことはしないで、緩やかな変化であれば対応できることもあるかと思えます。

そういった思いで、確かに人口減少を人口増にするのは難しいかもしれませんが、諦めずに対策を今後も続けていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

とにかく、こういう減るということはもう分かっている中で、やっぱり何か対策をしなければ、本当に、今の町長が言われるように人口が減るだけだと思います。それらを対策するためには、例えば人口の人の動向という自然動態、社会動態、そしてあとは世代別の人口数の割合とかを見ていけば、少しずつ糸口が見えてくるのではないのかなという気はするんですが、世代別人口で、当町はゼロ歳から14歳までの人口が2015年には1,970名でしたが、2045年には585名と、7割減少するような予測をされております。

15歳から64歳までの働き手の人、ここが2015年には1万1,565人おりましたが、2045年には4,240人と、65%も減少する。65歳以上の人たちは若干減りますが、ほぼ横ばい。75歳以上の方は逆に700人増で、120%の超高齢化社会を迎えていきます。

このような予測というのは、町長とかは執行部のほうの方々は当然分かっているとは思いますが、ただ本当に、超高齢化社会というのを町長はどういうふうに思われますか、質問いたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

本当に超高齢化社会ということで、地域社会にとって大きな問題だと思います。いろんな対策はあるんですが、一つは、高齢者生産年齢人口の定義が今後変わってくるというのは、一つ大きなポイントだと思います。つまり今の試算ですと、65歳以上は高齢者で働き手ではないという人口の中にカウントされるわけですが、今国会を目指して、ちょっとなかなか難しいようではございますけれども、定年延長の議論が国会のほうでも進んでおりますが、60歳が定年だったのが、仮に我々が今の30代、40代の方が引退する頃に、70歳定年ということになれば、その10年分、生産年齢人口が増えると。その前提としては、予防接種だとか、

がん検診とか、そういったことをちゃんと行って、60代になっても元気で働けるように健康管理を現役時代からちゃんとしておくことで、65歳でも68歳でも労働ができて、逆に福祉にお世話になる側ではなくて税金を払う側に、60代後半になっても税金を払う側にいるということになれば、かなりその高齢化の試算の数字というのも変わってくるかと思いません。

農業の世界では、70代になってもまだまだ第一線、現役で担い手として、農家として活躍されている方も多いかと思うんですが、一つは、もう生まれてしまった数は国家全体で変えられないので、来年生まれる数は何とかなるかもしれませんが、1歳以上の現時点で生まれた日本人の数は変えられないので、なかなかその点で、高齢化社会というのを緩和するというと、高齢者の定義を変えていく。つまり健康寿命、労働できる寿命を長くしていくというのは、一つの大きな対策としてあり得るかなと思います。

あと、もちろん抜本的な対策としては、出生率を上げていくということで、国全体でも今、保育料の無償化とか、子育て支援の重要性というのが国民的な合意が得られて、今、出生率増加に向けた様々な支援策が、拡充が日本中で拡大しているわけですが、当町としてもその流れに乗って、しっかりと子育て支援を充実させて、一人でも多くの子供がこの地域で生まれるように応援していきたいと思っております。

また、転入転出のことでいいますと、未就学児の転出転入については、当町は、非常に他市町村で生まれた赤ちゃんが引っ越してくるケースがこれまで多かったと。ちょっと今年に入って減っているんですが、それは保育料の無償化が全国制度になって、城里町独自じゃなくなったことが効いているのかもしれないんですが、例えば今5歳児と言われる、保育園でいくと年長さんのクラスになるわけですが、生まれたときは80名ぐらいだったんですが、今100名います、同級生がですね。つまり1歳になりましたと出たときから、今日に至るまでの間に20人、同級生がほかの市町村から転入してきているわけですね。

ということは、周辺の市町村で生まれた赤ちゃんが、逆に城里町に取られちゃっている。20人分、ほかから城里町に移ってきているわけですが、そういうわけで、それが5歳児の転出入、5歳児が生まれたときから今日にいるまでの時間、どういうふうに変化したかというのを私も関心を持って数字を見てきたんですが、そういったこともありました。

ただ、ここ半年1年、その転入が止まってきているので、やはり保育料の無料化が全国制度になってしまったせいで、急激にその吸収力が失われてしまっているのかなというのは、危惧しているところですが、子育て支援もやればやっただけ効果はあるんじゃないかというふうに思っています。逆にほかに追いつかれちゃうと、効果が薄まってしまうということもありますので、今後どういった施策をすれば、子供を連れた若い世帯が城里町に移ってきてくれるのか、研究をしていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） すみません、いろんな施策を言っていただきましたが、逆の見方で、当町に住みたくない理由というのもいろんな人に聞いたんですが、一番多かったのは何をするにも不便だという、これがとにかく一番多い。それから、水道代が高い、これは水戸市と比べるとの話ですが、競争相手が水戸市になりますので、水戸市と比べると水道代がかなり高い。それから、景観が悪いとか、あとほかにもたくさんあるんですが、言えないようなこともたくさんあるので、それは言いませんが、とにかく何をするにも不便だという声が一番多く、これは私自身もやっぱり感じております。

町長が町の中心に新しい病院をとという公約、これはもうぜひ実現をしてほしい。昨年、三村議員がやっぱり質問をされておりましたけれども、その後の推移はどういうふうになっているのか、町長にお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと突然聞かれて驚いてはいるんですが、大変、進捗についてこういう進展があったという報告ができないことについて、申し訳なく思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 民間病院というのは営利とかもありますので、難しいのは分かっています。ただ、これは継続的に努力を惜しまないでやっていっていただきたいと思いません。

町の中心に病院があり、その周辺に商業施設や学校、公園、住宅を造る、次の三村議員が質問をされますコンパクトシティというようなまちづくり対策というのは、私もとても重要だと思っております。

先ほど、景観が悪いという当町の評判の中で、最近、太陽光発電等の設置で、毎年、電柱が7万本、日本国内で増えているという話がありました。今年の台風15号で、千葉県を中心に約2,000本の電柱が倒れ、93万戸が停電、倒れた電柱が復旧を妨げたということは、記憶に皆さん新しいと思えます。

できれば、そういうコンパクトシティというような中での町の中心街に、無電柱という景観のよさとか、利便性をよくして住んでもらえるというようなまちづくりをお願いしたいと思えます。

ただ、電線を地下に埋設するというのは、1キロ当たり数億円かかると言われておりますので、クリアができれば住んでみたいと思える町になるのではないのかなという気もしております。それには、財政のほうも大きな問題なので、町長の前の公約の一つ、企業誘致、職の確保、定住の増、町内の消費アップ、これが全てがこういうことができればつながることなんです、企業誘致とか地方税の増収というようなことに対して、去年の9月

と同じような考えでまだおられるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ちょっと去年9月の答弁でどう答えたかというのは、正確に記憶していなくて申し訳ないんですが、今般、城里町内では、大型の工場の設備投資が相次いでおりまして、10億規模、30億規模といった大きな工場が次々と、昨年暮れから今年にかけて続々と竣工してきますので、そういったところから、固定資産税収入というのは、何千万という単位での固定資産税が新たに発生するというふうに承知しておりますので、そういったことは一つの明るいニュースだというふうに捉えております。

今後とも、城里町で投資していただく工業施設、商業施設の計画に対しては、町としても親切的な対応で誘致を図っていきたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 9月の答弁とほぼ同じです。ですから、進捗が何もないようなお話ですよ。

例えばの話なんですけれども、本当に例えばの話です。この城里町の町内に50階建ての高層マンションを建て、城里町から海が見えるマンションができましたというようなことになれば、インパクトがあって、本当に人が来てくれるのかなというような気がします。ですが、とにかく電車もあるわけではない、バスも若干、最近は本当に不便だというような中で、公共施設なんかも不便だというような、実際、私のようなこれからは年寄りもまた増えていく。

内原辺りには例えばジャスコができて、その周辺の活性化というのはすごいです。それはジャスコがやっぱり核になっているので、発展をこれからもしていくんではないかと思えます。

現状の城里町では、やっぱり今、何を中心にするのかということ、本当に病院を建てるとか、そういうことしかないのかなという気もするんですが、何か核になるものを一つでもいいですから見つけていただいて、そうすれば少しずつ人口がそこに集中をしてきて、商業施設などもだんだん来ると思っております。ぜひ本当に町長のその病院等、核になるような構想を実現をしてほしいと思っております。

次の最後の質問に入らせていただきます。

では、最後の質問です。メンタルヘルスについてということで書かせていただきましたが、まず近年、中途退職者数と退職理由が何かというようなことを、ちょっと増えているというようなことを聞いておりますので、その辺を聞かせていただければと思います。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 3番猿田議員さんのご質問にお答えをいたします。

過去10年間、平成21年から平成30年までの退職者数であります。合計で107名おりました。理由について調べましたところ、定年退職が55名、勸奨退職が29名、自己都合が18名、死亡退職が3名、その他5名ということであります。

年齢の若い30代以下の退職者は10名で、退職者全体の9.3%でありました。

○議長（小坪 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） それでは、現在、療養休暇者数とその予備軍は把握をしておられますか。その辺の理由、把握されているようでしたらば、お伺いをしたいんですが。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 引き続きまして、3番猿田議員のご質問にお答えをいたします。

2月末現在で、5名の療養休暇者がおります。うち4名が精神的理由によるものと把握をしています。

○議長（小坪 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 最近、中途退職者が増え、療養休暇者数も増えていると聞きましたので、この問題についてお伺いをいたします。

今、実態を大体お伺いをいたしました。多分、本当の予備軍の方の理由というか、そういう、どうしてというようなことも、みんな把握はされていらっしゃるんだろうとは思いますが、ただ退職者の中でも、公務員を辞めるというのは、通常だと私は考えられません。なぜなら彼らは、そして今ここにおられます現職員の方々もそうですけれども、難関公務員試験を突破してきて採用をされてきたわけですから。公務員として、城里町役場職員になりたくて夢を持って入ってきた職員たちです。今回の議案第3号に出ていますように、希望に満ちて、公務員としてのサービスの宣誓をしているわけです。

昔は、夫婦が公務員になっていると、夫婦どちらかは辞めさせられておりました。その後、ついこの前までは、夫婦でいると、お互いに管理職にはなれないというような時代もございました。そのぐらい、住民から見ると公務員というのは羨ましい立場です。今の時代では憧れの職業だと思います。

それをあっさりと、こんなに辞めていくというようなことを、公務員の職を離れていくというようなことは、私には考えられないんですが、例えば中の人に、ちょっと1人にお聞きしたんですが、話をまず聞きましたらば、夢を追って辞めていったとは言いますけれども、ただ夢を追ったというのは、表向きの言葉上だけだと思います。人間関係の折り合いだとか職場の雰囲気、そういうものになじめなかったり、業務に追われたりと、心が折

れた等々の表に表せないような要因がたくさんあるようです。そのあたり、町長はどういうふうにお考えなのか、ちょっと質問をいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に答えさせていただきます。

入庁1年から3年までの職員の離職率につきましては、厚生労働省の統計によりますと、平均で15%となっております。

当町におきましては、平成30年3月で4%となっております。平均的な離職率に比較しまして、3分の1以下の離職率となっておりますので、城里町役場としての若年層の離職率というのは、低いほうなのではないかというふうに思っております。

自分の人生の思い描いた仕事の内容と、それから実際に行う仕事の内容など、そういった理由で退職する若い職員もいれば、体調を崩して、どうしても療養に専念するため、離職せざるを得ない方もいるかとは思いますが、理由はそれぞれあるかと思いますが、城里町としましては、一人でも多くの職員が生き生きと働いていけるような、そういった職場にしていきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ありがとうございます。

私は、町長に前に何度か、職員の長として、町長は職員の能力を伸ばす責務があるということは何回か言わせていただきました。お互いに理解し合うということ、トップダウンだけではいけないんじゃないかと。さっきも一言言われましたけれども、ボトムアップも受け入れたようなお話も聞いておりますが、町長も大きな器量をお持ちだと思いますので、職員のことを思う気持ち、いかがなのか、町長の見識をちょっとお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問に回答させていただきます。

今回、令和2年度の予算を編成しましたが、まさしくボトムアップで担当者、現場から上がってきた予算が集められて、今回の令和2年度の予算はまさしくボトムアップ型の予算ができたというふうに思っています。町長からのトップダウンで新しい目玉事業ができたとか、そういったことではなくて、それぞれの担当課から上がってきた内容が、今回の令和2年度の予算だと思いますので、ぜひそういう目で見いただければというふうに思っています。

また、職場の職員の能力についてと、あるいは職場の雰囲気についてであります。ぜひ、例えば休職者が出ると、それは職場の人間関係が悪いからじゃないとか、職場の雰

困気が悪いんじゃないかという目で見ないでほしいというふうに、逆にお願ひしたいというふうに思っております。精神的な疾患で5人のうち4名というふうに言いましたが、精神的な疾患になるのは、周辺の職員に何か原因があるんじゃないかというふうな目で見ないでほしいというふうには私は思います。

そういった形で休職が出て、急に仕事を周りの職員で分担してフォローして、休職者が出て業務が停滞しないように、必死でみんなフォローして仕事をしています。そういった中で、休職者が出たのは周りが悪いというふうな目で見られてしまうと、せっかく支えている周りの職員の士気にも関わりますので、私はそういうような見方はしておりません。

病気にかかるのは、職場の中だけに理由があるとは限らないと思います。本人の体調もありますし、家庭環境もあるかもしれません、もちろん職場にあるかもしれません。それは様々な要因があつて病になるのであつて、病になったからその課の課長の責任とか、直属の上司の責任とか、同僚の責任とか、そういうふうには私は見ていません。

もうちょっと広い目で見て、どうすれば復職できるのかというのを考えながら、人事管理を行っておりますし、3月1日から1人復職しましたが、本人の意向を聞いたり、周りの状況も聴取しながら、休職した職員が職場に戻ってくれるよう配慮していきたいと思っております。決して周りの職員を責めることはしておりません。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 町長の度量の広さが分かりましたので、ぜひ職員といつも笑顔で接していただければと思います。

ただ、今、職員の方々にはセルフケアチェックをされております。これを行うことによって、今後、職員の人たちにどのような参考にされるおつもりなのか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） そういったストレスチェックの度合い、あるいは職員一人一人との面談をしまして、その仕事の内容が合っているかどうか、どうすればそのストレスが減るかということを常に考えながら人事管理を行っているところです。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） ちょっと今のセルフケアチェックというか、それをされて、どの課が一番ストレス度が高いかとかでご存じですか。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 結果も見たりしていますが、ただ自己申告であつたりしますの

で、ストレス度が高いからその課の管理が悪いというふうに、そのまま判断することはありません。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） いや、これは管理云々の話ではなくて、ただ、例えば名前を出してはまずいかもしれませんが、まちづくり戦略課はとにかく日曜、祝日なんかも仕事に出なければいけない、教育委員会なんかも多分そうだと思います。そういう中で、いろいろなチェックというものをされた中のストレス度が、どうしても高いのが比較的分かってきます。

例えばストレスの中には、一番、仕事の量、質、それで悩んでいるのが62.6%、次いで仕事の失敗、責任の発生等が34.8%、対人関係、これはセクハラ、パワハラ、これが30.6%になっています。

ハラスメントというのは、心理的な暴力や嫌がらせのこと。これはあくまで心理的なことですが、ただ、これを言っておられる方が気がついていないというのが一番多いとされています。

パワーハラスメント、職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて継続的に人格と尊厳を侵害をする言動を行い、それを受けた人の働く環境を悪化させたり、雇用不安を与えたりすること。

それと、モラルハラスメント、こちらのほうも、これは言葉や態度、身ぶりや文書などによって働く人の人格や尊厳を傷つけたり、肉体的、精神的に傷を負わせて、その人が職場を辞めざるを得ない状況に追い込んだり、職場の雰囲気悪くさせることというのがモラルハラスメントになっております。この辺も私も仕事をやっている頃に、胸に手を当てて考えてみますと、感じ取れる部分もありますが、町長にここは別にお伺いはしません。

ただ、こういう中で、職員の不平不満というものを全て聞くということは、それはあくまでありません。

ですが、今回、誠に名前を出して申し訳ないんですが、副町長、教育長の、この議案第4号での条例改正で、諸事情によりカットをしていた3%部分復活議案、このことは、副町長も教育長も多分ご存じないうちに出されたんだと思うんですが、特別職の方々の給与改定よりも、現在の職員に課している残業代の時間カット制限、そして城里町職員の旅費に関する条例で、しばらく続いております第24条の2項に、第16条の第1項の規定にかかわらず当分の間、日当を支給しないと、今でも明記をされておりますが、このようなカットを職員には続けさせて、特別職は元に戻すというのでは、職員の方々や私も納得をいたしません。

町長の考えをお伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 職員の残業代についてですが、私の着任になって、上限が今までよりも緩くなって、たくさんの残業代が私の着任前よりも払えるような制度に変わっているわけですが、さらに月当たりの上限時間の制限を、さらなる緩和をとというようなご質問の趣旨であったというふうに思います。

本来の趣旨でいけば、残業をなるべくしないように管理するというのが本来の労務管理の基本、誰もが5時半とか、それぐらいに帰れるように労務管理をするのが一番の理想であるんですが、それでも残業が発生して、とてもその時間で終わらないという場合には、例えば災害対応などで上限を突破したと、今年度につきましても上限を突破した場合がありますが、その場合、それを緩和して、実際に残業代を支払ったりもしていると記憶しております。

そういう災害等の特別な理由がないときも、上限を緩和するかどうかというのは、今後の検討課題ということで、職員組合などとも今後よく相談していきたいというふうに思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 労務管理というようなことで、これは本当にノー残業というのは一番好ましいことですが、今の仕事は、昔の方々に怒られますけれども、昔より本当に仕事が細かいことで増えているというのは、町長も目に見えて分かっているんじゃないかと思えます。

とにかく残業代とか、そういうものをまずは復活をさせて、職員の人たちの精神的な安定等、そういうものも付け加えた後から、特別職の方々の給与というものを改定をする、その議案、取り下げのような気持ちはありませんか、お伺いいたします。

○議長（小唄 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 私の給与については、引き続きカットが続いているわけですが、副町長と教育長の給料もカットを続けるという前提で、議案を取り下げてはどうかというご質問だと思うんですが、そこについては昨今、各市町村で法則どおりの給料を支払う事例が増えていますので、私自身についてはカットを継続しますが、近年、着任した副町長と教育長については、財政が危機だからということでカットをしたんだと思いますが、そういう意味はもう薄れてきていると思いますので、財政的な危機と言えるような状況では今ないと思っておりますので、法則どおりの給与を支払ってあげてもいいのではないかとこのように私は思っております。

○議長（小唄 孝君） 3番猿田正純君。

〔3番猿田正純君登壇〕

○3番（猿田正純君） 財政的な危機ではないのであれば、やはり職員の方々の賃金とか、生活をある程度楽にできるように、まずはしてあげるのが人ではないのかなと私は思うんですけども、この話は堂々巡りになってしまうかと思しますので、とにかく職員の方々、自己努力を維持してくれる環境、一人一人の成長が職場や町の成長につながる、年齢にかかわらず平等にチャンスがあるような、個々が力を発揮できるような働きやすい環境、場所を構築できるようにお願いをいたします。

そして、管理職の方々、これはもう大丈夫だとは思いますが、部下から相談をされ、慕われるような課長の方々だと思っておりますから、今後も継続をされて、よい職場環境になるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（小唄 孝君） 以上で3番猿田正純君の一般質問を終結いたします。

次に、通告第5号、7番三村孝信君の発言を一問一答方式により許可いたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それでは、通告による一般質問を始めさせていただきます。

質問の第1ですが、役場職員の雇用形態についてです。

2005年2月1日の3町村の合併より15年が経過をいたしました。この間、職員数の推移をお伺いをしたいと思います。常勤、非常勤分けて人数をお知らせいただければと思うんですが、総務課長のほうからお願いできますか。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） それでは、7番三村議員さんの正規と非正規の職員の推移ということでお答えをいたします。

役場の職員につきましては、条例により定数は定まっておりますが、合併以来、職員定数管理計画により適正な人員を定め、その数に向けて進めてきました。合併時は269名おりました職員も年々減少し、31年4月現在では202名となっております。

その推移であります。平成17年4月が、正規が269名、非正規が125名。平成20年4月が、正規が226名、非正規が93名。平成23年4月が、正規が211名、非正規が85名。平成26年4月が、正規が209名、非正規が109名。平成29年4月が、正規が207名、非正規が137名。平成31年4月が、正規が202名、非正規が126名となっております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございました。

こうして推移を伺ったのは、常勤の職員に関しては、合併当初より大分人数も減ってきているということなんです。ただ、それに引換えというわけではないですが、非正規の雇

用は増えているという。まず、この点を把握しておいていただきたいと思います。

続いて、2番目の会計年度任用職員の項目に移りますが、これは、法令の地方公務員法の改正により、令和2年度から新たに制度化されたということなんですが、この制度が改正された要因というのは何か、これも総務課長、お答えいただければと思います。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 続きまして、7番三村議員さんの質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員についてということでありまして、地方公務員の臨時非常勤職員については、多様化する行政需要に対応するため、地方行政の重要な担い手となっており、その需要が増加する中で、より適正な任用や勤務条件を確保するため、会計年度任用職員制度が設けられました。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） そういうことで、会計年度任用職員という新たな呼称と、それから制度を設けたということなんですが、さてそれでは、これまでの非常勤職、臨時職員とか嘱託職員という呼称で呼んでいたと思うんですが、それとの大きな相違は何なのか、総務課長、答弁をお願いします。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 7番三村議員の質問に引き続きお答えをいたします。

これまでの相違ということですが、身分が変わるということで、まず給料面でいきますと、職員の給料表を準用して等級を決めて給料を決めます。期末手当が支給されます。これは条件があるんですが、週20時間以上勤務する職員が対象となりますけれども、期末手当が年2回に分けて支給されます。それと、休暇等につきまして夏季休暇が取れます。大きなところで言うと、以上のようなところです。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 今の総務課長からの説明がありましたように、まず期末手当の支給が可能になるということが大きな相違点だと思うんですね。これは常勤、非常勤が同じような職務をしても、常勤職には期末手当が出て、非常勤には出ないと。なるべくその格差を是正しようという意図もあるんだと思うんですね。

今年度、会計年度任用職員のために予算化した期末手当の総額というのは、幾らぐらいになりますか、分かりますか。

○議長（小坪 孝君） 総務課長鯉渕和己君。

〔総務課長鯉渕和己君登壇〕

○総務課長（鯉渕和己君） 引き続き、7番三村議員さんのご質問にお答えをいたします。
総額については、ちょっと今、ここでは分からないんですけども、支給が初年度、令和2年度につきましては、月額平均の0.975月分で、これが2回に分けて支払われるということでございます。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） この質問をした意図というか、期末手当がきちんと計上されているかという、まずその確認と、それから当町の場合ではないんですが、全国の、名前は伏せますが、ある自治体では、期末手当の増額分を時間数を減らすことによって月給を減らすと。ですから、総額に関してはあまり変わりはないんだというような例が見受けられるんですね。それでは、何のための制度の改正か分からないんですよ。ですから、当町の場合はそういうことがないように、ぜひしていただきたいということなんです。

総務課長のところへお話を伺ったときに、この会計年度任用職員も単年度じゃなくて、契約は単年度でも更新されて、2年、3年、4年、5年となると、その期末手当の割合も高くなるというようなお話を伺ったんですが、それは会計年度任用職員が単年度で採用ということと、ちょっと矛盾はしないのかなと思うんですが、これは町長、どう考えますか。

○議長（小坏 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 質問に回答させていただきます。

会計年度任用職員は1年間で契約されますが、更新についてはすることができますので、きちんとした1年間振り返りの人事評価を行って、問題がなければ、仕事ぶりがきちんとしていれば更新されるものと考えております。

ちなみに、期末手当、ボーナスですが、令和2年度は0.975か月分、翌令和3年度は1.975か月分、令和4年度は2.6か月分ということで、毎年賞与の金額が増額していく計画となっております。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 分かりました。優秀な非常勤職員については、継続して雇用することも可能であるし、そういう方にとっては、メリットのある制度であるというふうに理解をしました。

続いて、地域おこし協力隊についてなんですが、これはまちづくり戦略課分のと、それから農政課分とありますから、それぞれの課長が答弁していただきたいんですが、これまでの地域おこし協力隊の採用人数ですね、それぞれの課の。また、それぞれの事業内容等について、簡単でもいいですから教えていただければと思います。

○議長（小坏 孝君） まちづくり戦略課長大曾根直美君。

[まちづくり戦略課長大曾根直美君登壇]

○まちづくり戦略課長（大曾根直美君） 7番三村議員さんのただいまのご質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊がこれまで何人いたかということなんですけれども、まちづくり戦略課所管分であります。平成28年度に5名採用です。平成29年度に2名採用です。30年度は採用なしで、31年度は2名採用しております、これまでは9人の採用をしております。

あと、実績であります、平成28年度採用の職員5名につきましては、任期中に豊かな自然を生かしたアウトドア関係のような事業をしております、開発公社でハイキングのイベント等を実施しております。

もう一人の方につきましては、映像、映画でのまちおこしということで行っていただいております、その方についてはコミセンでの映画上映とか、ふれあいの里でのイベントで、映画とマルシェのイベントということで事業を実施しております。

あと、もう一人の方につきましては、食をテーマにまちおこしということで、イベント等での食品提供等の実施を行っていただいております。あと、道の駅かつらで週何日かだっと思ったんですけれども、コーヒーの提供とか、そういったものを行っていただいております。

あと、もう一人の方については、お土産品開発についてということで、道の駅かつらと連携してギフト商品の開発を行っております。

もう一人の方は、狩猟と草についてということで、獣害処理をテーマに、現在はイノシシ皮を活用した加工製造等を行っていただいております。

28年度採用の方につきましては、2名の方が町内に在住しております。29年度の採用の方につきましては、2名おまして、江戸川区都市交流と「島家住宅」活用をテーマに活動をしていただいております。

以上であります。

○議長（小塚 孝君） 農業政策長山口成治君。

[農業政策課長山口成治君登壇]

○農業政策課長（山口成治君） 7番三村議員のご質問にお答え申し上げます。

農業政策課といたしましては、農業分野、有害鳥獣分野ということで、2分野において採用のほうを行っております。

まず、農業分野でございますが、平成29年度5名、平成30年度3名、令和元年度1名の採用となっております。有害鳥獣分野につきましては、平成30年度に1名採用をしております。

経過実績、進路等についてでございますが、現在、活動中の隊員が9名ございます。各隊員とも現在活動中ですが、隊員の進路につきましては、今後、町、普及センター、JAと連絡を取りつつ、町内で営農定着ができる環境を整えていきたいというふうに考え

てございます。

今年3月に農業分野で満期を迎える隊員3名につきましては、町内に残り営農定着に向けて準備を進めているところでございます。

また、昨年1名、隊員が任期途中で自己都合により退職をいたしました。この方につきましては、現在、町内に在住しております。農地の利用権設定を行い、耕作権を取得しまして認定新規就農者ということで、着実に農業経営に向けて現在活動を続けられております。

募集についてであります。令和2年度につきましては、農業分野での募集は行う予定はございません。

最後、問題点、成果ということでございますが、農業分野につきましては、営農に非常に意欲的な隊員が多いため、比較的定着に結びつく可能性が高いと思います。また、先ほど申し上げましたが、就農後、定着後、営農開始後のフォローアップが非常に重要であるかというふうに考えております。このため補助制度などの活用をしつつ、営農基盤を構築しまして、農業経営を軌道に乗せ、町に定住してもらうことが重要かと考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。成果が出ているということですね。大変頼もしく思うんですが、ただ全員が満足できる活動をしているわけではないので、思ったような活動ができていないという隊員も中にはいるでしょうから、そういった隊員のフォローをしっかりとしてもらいたいと思っているんです。具体的な名前や何かはここでは出しませんが、私たちもぜひ彼らが、彼女たちが城里町に残って活躍できるように、フォローアップをしてまいりたいと思っています。今後も見守っていきたいと思います。

次の質問に移ります。人口減少社会への対応ということでお伺いをします。

これは、合併してから15年ということなんですが、合併後の人口の推移を旧地区ごとにもし分かれば、町全体でもいいんですが、分かればそれを教えていただきたい。どちらでもいいですよ。

○議長（小唄 孝君） 町民課長雨宮忠芳君。

〔町民課長雨宮忠芳君登壇〕

○町民課長（雨宮忠芳君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

人口の推移ということですが、平成17年度末から常北地区1万3,957名、令和元年度末1万2,120名、桂地区、平成17年度末で7,056名、令和元年度末で5,603名、七会地区、平成17年度末で2,451名、令和元年度末で1,829名となっております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） それぞれの地区で、この数字が示すように減少しているということですよ。

この実数をまず聞いたのは、その後の、すみません、この2番目のコンパクトシティ構想ということなんです。それに関連して、人数も確かめているんですが、一つの例として、日立市の例があるんですが、日立市は2000年のマスタープランで、2020年度の人口目標を21万人、当時20万人を切っていたんですが、日立市は減らないで逆に増えるだろうという目標を立てたんですね。ところが、2020年の現在の人口は17万5,000人しかいないということですね。さらに、追い打ちをかけるように、第2期マスタープランによる2040年、さらに20年後の人口は12万9,191人、よくこんなに細かい人数まで出したなというくらいに減ると、予測しているということなんです。この厳しい現実があるわけです。しかも、茨城県の今、平成30年ですが289万人、ところが、これあと20年後、2040年になると、18.4%ぐらい減って242万人ぐらいになるだろうというふうに予測されているんですよ。

そう考えてみると、小さなパイの中で人口問題を語り合っても、大きな流れとして、人口減はなかなか避けられないという現実があると思うんです。となれば、どういうふうなまちづくりをするかというほうに軸足を移していくというのは、非常に大切だというふうに思っています。実際、錫高野地区とか、それから観世音ですね、桂の奥のほうですよ、老人でいて、しかも独居という家庭がたくさんあります。施設に入所したり亡くなったりするとそこはもう空き家になると。

こういう現実を考えると、やはりちょうど町営住宅を含めて、コンパクトシティという考え方に、町も考えを取り入れていくべきなのではないかというふうに思っていたら、そういう考え方で今後のまちづくりを進めるプランを考えているというようなことがありましたので、町長、その辺のところを、簡単でいいですから答えていただきたい。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

それでは、7番三村議員のご質問にお答えさせていただきます。

人口減少と高齢化等の状況に対応するため、コンパクトシティという考え方を国土交通省でも推進をしております。

そういうわけで、社会資本整備総合交付金を受けるに当たっても、立地適正化計画を作って、そこで居住誘導区域とかを設定して、その設定された区域内で公共事業をやる場合は、優先的に社会資本整備総合交付金を出しますよと。だから、その集約する誘導地域を設定しなさいということで、国としても方向性を出していますので、それに対応する形で、当町でも立地適正化計画が今、立てられ、その区域内で今回様々な事業が展開しようとしているところであります。

そういうわけで、そういったコンパクトシティの考え方に基づく事業も行っているわけ

ですが、決して周辺部分、誘導地域に入らなかった地区を消したり見捨てたりするというわけでは決してありません。居住誘導地域に設定されたのが、どうしても石塚地内が誘導地域として設定されているわけですが、そこ以外の区域の公共事業をやめるというわけでは決してなくて、それぞれの地域に必要な事業については、コンパクトシティということで重点化する部分もありますが、地域間のバランスも取りながら行政は展開していこうと思っております。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

それでは、続いて、3番の町営住宅の在り方についてお伺いをいたします。

先ほど猿田議員さんも詳しく聞いていましたので、重複する部分はなるべく避けて質問したいと思います。

これは建設課長にお尋ねしますが、今、町営住宅が何か所あるか、それから全部で何戸あるか、それと入居数、それらをまずお尋ねします。

○議長（小唄 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） ただいま7番三村議員のご質問にお答えいたします。

現在、都市建設課で管理をしている町営住宅の数でございますが、全体で390戸を管理をしております、そのうち、現在入居されている戸数が275戸、募集中で空き室となっている戸数が19戸、そのほか96戸につきましては、耐用年数が経過し老朽化のため、募集を停止し、政策空家としているものになっております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） その戸数をまず尋ねまして、そこで今後のこれから町営住宅、米沢住宅を更新していくという時期なのでちょうどいいと思うんですが、水戸市の場合を例に取ります。

水戸市内は、26か所の市営住宅があり、全部で2,800戸を管理しているということなんです。そのうち入居戸数は8割超の2,400戸入っています。

しかし、ここからが当町と違うかもしれないんですが、このうち5割が65歳以上の世帯だということなんです。しかも、単身の高齢者が増えているということは、さっき町長が言った、町営住宅の役割というのは、子育て世代が入居して、仕事も順調に、子供も順調に成長して、新たに土地を求めて新築の住宅を造るというのは、昭和40年とか50年代のモデルのような気がするんですよ。

ところが、今現在は、こういった高齢者のよりどころになっているんじゃないかという

気がするんです。

そこで、これからの町営住宅の在り方としては、セーフティーネット、住居の。そういう役割も果たさなきゃならないんじゃないかというふうに考えているんですよ。そうすると、例えば、独り親世帯の場合とか、あとは生活保護世帯とか。

これ都市建設課長にお伺いするんですが、町営住宅に入居したいという場合で、例えば生活保護をもらっているという場合、これは町営住宅というのは受け入れてもらえるんですか。

○議長（小坪 孝君） 都市建設課長園部 繁君。

〔都市建設課長園部 繁君登壇〕

○都市建設課長（園部 繁君） 7番三村議員のご質問にお答えいたします。

生活保護世帯に対しても、町営住宅は受入れをしております。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 独り親世帯、それから、経済的な困窮世帯、そういったものの受皿として、役割を果たしてこれからもいただきたいというのが私よりの要望です。

それと、町長に尋ねますが、私が今言ったような受皿的な役割を果たしてもらいたいと同時に、例えば、これまでのような町営住宅の在り方より一歩進んだ、例えば、これ、夫婦じゃなきゃ入れなかったのが、パートナー、女同士、男同士でも入れるか。それから、もっと言えばペットと一緒に生活できるかとか、あと家庭菜園付だなんていうのはどうかとか、いろいろ、今までの家族というそういう結びつきじゃない部分で、今後そういう要望が出てくるんじゃないかと思うんですが、これは町長の私見で結構ですから、どのように考えているかお尋ねします。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） ご質問ありがとうございます。

公営住宅には様々な機能があるかと思います。また、公営住宅といっても、実はタイプに応じて様々なタイプがあります。今年度、令和2年度で計画している公営住宅については、通常タイプの公営住宅ですので、所得制限があり、高所得者は基本的に入れなくて、また、単身世帯の入居についても、一定の制限が出てくるかと思います。

一方で、今回の住宅はそうなんですが、先ほど猿田議員の質問でも徳蔵団地の話が出てきましたが、逆に社会資本整備総合交付金を使わないで単独費用でやった公営住宅の場合、入居条件や所得制限等を自治体の裁量で自由に設定することもできます。あるいは、補助金を使いながらも、高所得者も入れる塙団地タイプの公営住宅というのもあります。

様々なタイプがあるんですが、一般論として申し上げますと、数十戸の公営住宅が並ぶときに、特定のタイプのものだけをだから並べるよりも、多様なタイプを混ぜ込んだほう

がよいとされています。例えば、低所得の方が入れるタイプだけをずらりと並べるのではなくて、その中には何戸かはある程度所得が高くて入れるやつを中に何戸か混ぜたり、今ペット付とか夫婦じゃなくてもというのがありますが、そういった本当はいろんなものを混ぜることがまちづくりの観点ではよいとされています。

なぜなら、似たような所得水準や似たような家族構成の人ばかりが集まるよりも、例えばシングルマザーばかり集まってしまうとか、高齢者ばかり集まってしまうというよりも、若いファミリー層もいれば、シングルマザーもいれば、高齢者もいるというふうに、様々な世代層がその敷地内にいることで、自治会活動ですとか清掃活動とか様々なことが円滑に行えるという面もありますので、来年度の分については、今いる方々が住み替えるためのものがまず7戸整備されるわけですが、今後、7年から10年かけて取壊しと建築を繰り返して行く中で、どういったタイプのものを次の年は整備していったらいいのかというのも、皆様方の意見を聞きながら、全体が完成したときに、バランスのいい町ができたというふうにご評価をいただけるような計画にしていきたいというふうに思っています。

いろんなタイプの公営住宅を見ていますが、例えば塙団地、今、満室ですが、出たり入ったりしていますが、出た人のほとんどが新しく町内に住宅を建てて退去していますので……

○議長（小唄 孝君） 簡潔にお願いいたします。

○町長（上遠野 修君） そういういい循環になっているようにも見えます。いろんなタイプの公営住宅がありますので、それぞれの公営住宅のタイプのよさ、それから、問題点を考えて、整備計画を立てていきたいと思えます。

○議長（小唄 孝君） 町長、簡潔にお願いいたします。

7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） どうもありがとうございました。ぜひそういったことに心がけてやっていていただきたいと思えます。

ちなみに、城里町のこの推計人口は、2040年には1万800人だそうです。

それでは、続いて3番目の質問に移ります。高齢者の孤独死に対する対応についてです。

なぜこういうことを聞くかということ、これ終活にもあるんですが、最期ですね。町営住宅とか一般の住宅でも独居老人がいて、孤独死を迎えるということがあって、その対応。実は、私の近くでそういうことがあったもんですから尋ねるんですが、これは課長のほうで結構ですから、長寿応援課でお願いします。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 本町におきまして、独り暮らしの高齢者の方で、さきに申出をされている方に対する主な施策といたしまして、緊急通報機器の貸与、愛の定期便、

配食サービスなどがございます。そのほか社会福祉協議会におきまして、ボランティアによります独り暮らし高齢者へのふれあい訪問などを行っております。

町では、独り暮らしであることが確認され、本人の同意が得られた場合に、民生委員さんを通じまして、独り暮らしの高齢者の方から独り暮らしの高齢者福祉票の提出を受けます。高齢者の独り暮らし台帳をこれによりまして整備をいたします。高齢者から相談を受けた際には、民生委員さんを通じまして情報提供を行っております。

さらに、町内各地で現在実施しておりますサロンに関わるシルバーリハビリ体操の指導士さんから、参加者の健康状態などの情報提供をいただいております。提供があった場合につきましては、地域包括支援センターの職員が訪問いたしまして、虚弱高齢者の把握や適切なサービスへの利用へつなげる支援を行っております。

以上です。

○議長（小坪 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

課長、同意を得て連絡先や何かを入れた容器を冷蔵庫に入れておくという、それ、持ってきてありますか。それを見せてもらったほうがいいね。

実は、課長が持っている容器は、社会福祉協議会のほうで用意して、同意を得た人にはあそこへ連絡先等を書いた紙を入れて、それで冷蔵庫に保管しておく。万が一何かあったときには、冷蔵庫を開ければあれがあるので、それで連絡先が分かるという。これで課長いいんですよね、代わりに答弁しました。

そこですよ、ただ、これちょっと考えようなのは、その容器は任意なんですよ。全員に強制力はないのでしようがないんだろうけれども、あくまでも任意なんですよ。

実際に私の近所であった例を申し上げますと、新聞の集金に行った方が、どうも姿が見えるんだけど横たわっていると。ちょっとおかしいんじゃないかというので私のところへ来て、それから民生委員さんと声を掛け合ってそこへ行ったんですね。社協の方も来てくれて、消防もすぐ来てくれたんですが、現場、不審死になるので、現場保存なので入れないというんですよ。連絡先が恐らく電話のところに書いてあるだろうというのだけれども、それはちょっと入れませんと言われて、それで非常に困ったという経緯があったんです。

この方の場合は、例の容器の登録をしていなかったの、それはなかったんですが、そういうこともあるので、前に桜井議員さんが一般質問で取り上げたように、そういう事態を把握して、今後はそういう独居老人等の連絡先ぐらいは、やはり長寿応援課や社協で把握しておいてもいいんじゃないかというふうに思いました。

実際問題、周りの人は非常に慌てていますので、なかなか適切な判断ができなくて、この間も4時間ぐらいかかったそうなんです。先に警察へ電話をして、そこから119番ならばスムーズにいくんだと言われましたが、そのスムーズにいくと言った警察官も到着まで

2時間ぐらいかかりましたので、いかがなものかなとは思ったんですが、そういうことらしいので、ぜひ長寿応援課でそういうことを考えてはどうかなと思って提案したんですが、課長、どうでしょう。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 三村議員さんご指摘のこちらのものなんですけれども、確かに長寿応援課の事業の中で、主に社会福祉協議会のほうが主体で平成27年度から部分的に始まっている事業です。

なかなか必要な方に全て行き渡っていないという事実はあるんですけれども、着実に進めるのと、あとは周知というか、こういう形で進めているというのを併せて進めたいと考えております。

以上です。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ぜひ進めてください。

それでは次に、地方議員・首長選挙の低投票率への対応についてお伺いをいたします。

これも総務課長、細かくはいいですので、合併後の町議選、町長選等の投票率というのはいくら分かりますか、ちょっと。

○議長（小唄 孝君） 総務課長鯉淵和己君。

〔総務課長鯉淵和己君登壇〕

○総務課長（鯉淵和己君） 7番三村議員さんのご質問にお答えをいたします。

まず、30年の9月2日執行の町長選におきましては、43.38%でございました。

それと、すみません、申し訳ありません、町長選であります。平成17年2月執行の町長選挙が72.08%、平成21年2月8日執行が69.41%、平成25年2月執行が64.48%、平成26年9月執行が63.75%、平成30年9月執行が43.38%であります。

続きまして、町議選であります。平成18年3月執行が74.34%、平成22年2月執行が69.65%、平成26年3月執行が61.60%、平成30年2月執行が59.65%であります。

○議長（小唄 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ありがとうございます。

わざわざ聞いたのは、議場の皆さんにもお聞きいただきかったということです。これは何を言いたいかという、着実にやるたびに、有権者数も減っているけれども、投票率も減っているということです。

その原因は何かなというふうに考えていかなければならないんですが、これ町長に聞くと長くなるので、ちょっとこちらで先に話してしまいましたが、私が考えたのは高齢化って

あると思うんですよ、高齢化。しかも、合併後、投票所がすごく少なくなったんです。一例を申せば、例えば増井地区は、小松小学校だけだと思ったんですね。猿田議員のうちは近いからいいでしょうけれども、あの藤井川を越えてはるばる端のほうから小学校まで来るんでしょけれども、これは80歳代かな、ちょっと厳しいんじゃないかなという気がするんですよ。

前にも提案したことがあるんですが、もう少し本気で低投票率と向き合うのであれば、投票所を増やすというのも一つの手じゃないかと思うんですよ。人件費がかかるとか、設置費がかかるとかいうけれども、これは年に1回やっているわけじゃないんですよ。町議選にしても町長選にしても4年に1回、しかも町の命運をかける、進路をかける大事な選択の場ですよ、町民にとって。そういうのを考えると、果たして経費削減だけがいいのかなというのは考えております。

将来、恐らくインターネット投票とかというふうになるんでしょですが、これにちょっと似ていないけれども、電子投票というのがありましたよね。ところが、電子投票は2003年7月20日、岐阜県可児市ですか、ここで機械のトラブルがあって、最高裁で選挙の無効が言い渡されたんですよ。それ以来、ほとんどの自治体が尻込みしちゃって、電子投票条例を廃止する条例なんていうのをみんな可決しちゃったんですね。今、全国でやっているところはないんです。2018年2月でこれが最終、最後でした。今や機械もないということなので、これはもう絶滅種になってしまいましたので、そう考えると、そういう設置を考えてもいいのかなというふうに思うんですよ。

特にこの町長選挙の9月2日、これ43.38%で史上まれにみる低投票率という。これは本人だけのせいじゃないんでしょけれども、相手がいることですから、厳しい選挙になれば当然投票率は上がるわけですから、そういうことを考えても、ぜひ考えていただきたいです、投票所設置を。

これ、町長がいいかな。

○議長（小坪 孝君） 町長上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） 投票率の向上策については、今後考えていきたいと思いますが、ちなみに、投票所別の投票率というのを見て、どの地区が投票率が高く、どの地区が投票率が低いかということなんですが、意外と投票率が高いのが、意外ではなくて皆さんもご存じかもしれませんが、例えば七会地区は非常に投票率が高い地区であります。それから、桂地区もよく見てみると、岩船公民館投票所が最高の投票率を記録したり、一般に山の手のエリアと言われるところが非常に投票率が高く、一方で、投票率が毎回最も低いのが那珂西の投票所となっております。40%台の投票率がいつも続いていまして、60%、70%台が出る七会地区や岩船地区の投票所に比べて、極めて低い投票率になっているのが那珂西地区の投票所となっております、例えば、那珂西のエコスのショッピングプラザ

のところ投票所を設けたりすると、最も投票率が低いと言われている那珂西地区の投票率の向上に、ひょっとしたら資するかもしれないなと思ったりもしています。

あるいは、別に那珂西地区だけじゃなくて、デマンドタクシーで買物に来る方がいらっしやると思いますので、山間部からですね。そういう方が投票のためだけにデマンドタクシーを呼ぶと5分で投票が終わってしまって、タクシーはどこかへ行っちゃって、その間やることなく困ってしまうんですが、ショッピングセンターなどに投票所を置くと、デマンドタクシーで来て投票をして、30分、1時間買物をして、また次のデマンドタクシーで帰るということも可能になって、車がない方も全域から、決して那珂西地区のためだけじゃなくて、それ以外の全域で自動車を保有していない方、自動車を保有している方は多分問題ないと思うので、自動車を保有していない方の投票所対策として、例えばそういったショッピングセンターや病院などに臨時の投票所を設けると、投票率が上がるのではないかなというふうに思いまして、今回、三村議員からの提案もありましたので、どこに投票所を増やせば最も効果的に投票率を上げる、投票者数を増やすことができるか検討してみたいと思いますし、町会議員選挙がまず次にある前に、衆議院選とか参議院選とかほかの選挙がもしあれば、そこでちょっと試行的に試してみるのもよいかというふうに思っております。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） ぜひお願いします。

それでは、最後の質問に移ります。

コロナ対策、ウイルス対策ですが、私がこのコロナウイルス対策について一般質問の項目に入れたときには、これほど緊迫していない状況だったんですね。

ところが、これが2月27日ですか、総理大臣より全国の全ての小・中・高、特別支援学校等に対し、臨時休校等してほしいという要請があったと。そこを潮目にして大きく変わりました。

そこでお伺いします。これ、教育長でよろしいですか。今回、幼・小・中は、対応が非常に大変だったと思うんですが、それと今後の見通し等、それをお尋ねします。

それから、学童保育については、これはこども福祉課ですか、課長お願いします。

また、老人ホームや介護施設の状況等もお尋ねしたいと思います。これは長寿応援課長ね、じゃ、それぞれお願いいたします。

○議長（小坏 孝君） 教育長高岡秀夫君。

〔教育長高岡秀夫君登壇〕

○教育長（高岡秀夫君） 7番三村議員のご質問についてお答えいたします。

1月末の中国本土からの感染拡大に伴う帰国者の増加、この時点あたりから非常に警戒感が強くなってまいりました。

2月3日付でそういう情報を入手して、城里町内での児童・生徒、本人、そして保護者の年末からの海外渡航歴ですとか渡航予定について調査をいたしました。その時点では、学校を通じて、割合、国際結婚的な家庭もありますので、その時点では渡航歴のある方も一切陰性というか、そういう問題はございませんでした。

ただ、先ほど議員がおっしゃいましたけれども、2月20日の校長会においては、中国からの一時帰国した児童・生徒についても問題なしということで、ただ、それ以降のいろいろ、日本にコロナウイルスのこちらへ向いているような懸念もありましたので、国内での感染者の増加とか、それに伴うイベントや行事等の自粛要請が国から徐々に出されてきましたことを受けて、2月27日に夕方5時に臨時校長会を開きました。

そして、その時点ではまだ、卒業式の実施や実施内容の変更についての協議程度でございましたが、そのさなかに、安倍首相による小・中学校等に対する臨時休校要請が飛び込んできたような次第でございます。

早速、次の日の2月28日午前中に急遽臨時校長会を開催しまして、2日から24日までの町内全小・中学校の臨時休校措置を決定し、保護者に文書にて通知した次第です。公立の幼稚園につきましては、現在ありませんので、小・中学校は本当にどたばたの中で休校措置を取らせていただきました。

翌2月29日の土曜日から、早速各学校においては、休校中の児童の預け先等について、電話での確認に入るとともに、教育委員会においては、週明けの3月6日から臨時休校中の児童の預け先の有無と休校中における各家庭での対応について、7小・中学校全てを対象に調査を行いました。その結果を受け、預け先がない場合には、学校側も教室を開放する旨の確認もいたしました。

3月5日には、学童クラブでの受入れ状況を確認するために、町内全4か所、公立の学童クラブを私が訪ねて、指導員の方々と預かり状況や子供たちの様子について確認しました。4つの学童クラブについて共通していたことは、受入れ可能人数の半数程度の児童数であったこと、これは保護者のクラスター、集団への警戒感が非常に思った以上に強いこと、祖父母が頼める、可能な距離に住んでいる場合は、極力そちらに預けたいという意識が強いこと、また、高学年や中学生、高校生の兄、姉がいる場合は、在宅を選んだことなどが原因と考えられます。

そういう中で、昨日3月9日にも臨時校長会を開き、現在までの保護者や生徒の状況確認とともに、来る3月12日の中学校の卒業式、3月19日の小学校の卒業式、24日の修了式、これらはいずれも休校期間中でございますが、最小限に保護者、卒業生、職員のみ限定しまして実施ということで決定しました。

また、24日の修了式につきましても、全体での集まりはしない、各教室でいろんな場面で通知表ですとか、そういうことを渡す最小限にしてということで、そこまでは決定ということで昨日、各家庭にも通知したところでございます。

ただ、3月24日以降、国でも24日ということですが、24日以降の実際の春休み中の登校日を設けるか否か、離任式をやるかやらないか、来年度の入学式等についての協議、意見交換もしたわけですがけれども、県内あるいは本町内から感染者が出てしまった場合には、全て変更を余儀なくされる可能性も否定できません。

そういうことですので、それについても随時臨時でいつでも集まれる態勢は取っております。

休校中は、各学校の職員が各児童・生徒への連絡や家庭訪問を実施して、学習課題や教材の配達、児童・生徒の状況把握、町内コンビニや公共施設等の巡回に当たっております。また、PTA会長を窓口として、保護者からの要望等の把握に努めております。幸いなことに、本町内の保護者の皆様、内心は本当に大変かと思えます。大変協力的であり、県や学校の方針に従い、何とか対応しよう、乗り切ろうという動きであります。

現在までのところ、5校全てで保護者や地域から学校への直接的な苦情や要望については、ゼロであります。

ただ、教育委員会には2件入っている状況です。詳しくは申し上げられませんが、1件については、これはお母さんと子供でということ、心配で仕方がないというようなことです。原則として低学年が中心ですので、小学校の高学年、中学生の兄、姉、そういう場合には家庭でいられるだろうという判断の部分もございまして。そういうことで、1件につきましては、私が直接対応して理解をいただけたということで、心配は尽きないとは思いますが、分かりましたということで納得していただきました。

もう1件につきましては、コンビニに、結局中高生ですね、長時間たむろしている、そういう苦情でございました。これについても、子供たちの行き場のないそういう思いは分かるんですが、これまた感染のおそれもあるということで、中学校のほうに再度巡回の徹底を指示したところでございます。

感染症についてはまだまだ不明な点も多く、今後の見通しについてまだまだ先行きが見えない状況でございます。今後も学校現場や他市町村との情報共有、連携等を密にしながら、状況の変化に柔軟に対応できるように取り組んでまいります。

○議長（小坪 孝君） 福祉こども課長増井栄一君。

〔福祉こども課長増井栄一君登壇〕

○福祉こども課長（増井栄一君） 7番三村議員の学童保育のご質問についてお答えいたします。

対応ということですが、臨時休業中に際しましては、開設に当たって、国の感染防止ガイドラインに従いまして、手洗い、手、指の消毒等を行いながら開設に当たっております。

ご家庭向けにつきましては、児童の毎朝の体温の測定、37.5度以下の確認と、呼吸器症の症状のないことなどを確認をしていただいて、利用をお願いしております。施設のほうにつきましては、先ほどの消毒以外にもマスクの着用とか、室内環境等につきまして、換

気を定期的に行うというような措置を取っております。今後とも衛生管理には十分留意していきたいと考えております。

状況ですが、利用状況につきましては、年度当初、登録人数217名ありまして、教育長の答弁にもありましたけれども、おおむね5割程度の利用になっております。利用に際しましては、登録児童以外にも利用は可能な施設があるということで、調整を行っております。問合せは2件ありまして、1件は祖父母のお宅で見ることができるということで、変更をされました。もう1件については、お近くの児童クラブについて調整しております。いつでも利用が可能な状況になっております。

臨時休業から1週間ほどたちましたけれども、町議会のご理解と議員の皆様のおかげも、あるいは教育長、教育委員会のご協力をいただいたり、先生方の見守りをいただいております。

今後の方針としまして、見通しとしましては、保護者の混乱とか児童の戸惑い等もあるかとは思いますが、引き続き厳しいご要望とか問合せは今のところございませんので、今後も感染防止に留意しまして、現状の体制をとっていければと考えております。

以上でございます。

○議長（小唄 孝君） 長寿応援課長井上 優君。

〔長寿応援課長井上 優君登壇〕

○長寿応援課長（井上 優君） 高齢者福祉施設関係なんですけれども、県が許認可している特養のようなホームと、あと町のほうで指定している地域密着型とか居宅介護施設等、ちょっと情報の流れが違うんですけれども、ほぼ厚労省から県を経由しまして町のほうには、特に先月下旬あたりからも立て続けにいろいろなものが来ております。

主なものだと、防疫とか感染対策。職員とか利用者、あとは訪問者に対してこういう対応をしてくれというようなものと、あとサービスの臨時的な取扱いということで、居宅だったものを訪問のほうに切り替えるとか、そういうものを臨時的に認めますというようなものです。あとは、保健所等を通じて情報の共有とかそういうものを図ってくれというのが流れております。

あと、職員が事業所を訪問して、状況とか苦情ではないですけれども、そういうのを伺っていますけれども、やはり消毒液とかマスクはやっぱりそろそろ底を尽きそうだという意見は幾つかいただいているみたいです。

マスクは、国の経由のほうで、そういう関係事業所に優先的にということで、調査も来ていまして、ただ、数的には1事業所50とか100とか、そういう一時的な量しか今のところ数字としては示されていません。

だんだんには、ある程度の量は優先的に支給されると思うんですけれども、現在の状況はそういうところです。

以上です。

○議長（小坏 孝君） 7番三村孝信君。

〔7番三村孝信君登壇〕

○7番（三村孝信君） 各学校、それから事業所等、本当にありがとうございました。

非常に緊急の要請であり、大変な思いだったと思うんですが、今日は議場で教育長、それから各課長の報告を聞いて、各議員の皆さんも安心したんじゃないかと思うんですね。

ただ、今後、終息というよりはピークをずらしていただけたということで、まだまだピークはこれからだという予測もあるということですから、気を抜かずにひとつ取り組んでいただきたいと。私たちもできるだけいろいろな情報やお手伝いができればというふうに思っております。

ちなみに、今、最新の情報ですが、新型コロナ特措法案が閣議決定されて、13日に成立が確実だということです。ですから、緊急事態宣言を国で出すことが可能になるということらしいですね。あとは、イタリア北部だけじゃなくて、イタリア全土で移動制限が入ってきたということです。

大変な事態で、皆さん未曾有の経験でしょうから、試行錯誤しながらでしょうが、ぜひ、自分の体も大切にして取り組んでいただければと思います。

町長はいいでしょう、しゃべりますか、どうぞ。

○議長（小坏 孝君） 町長、上遠野 修君。

〔町長上遠野 修君登壇〕

○町長（上遠野 修君） コロナウイルスの件ですが、まさしくブラックマンデー以来の株価の大暴落などもありまして、非常に大きな社会経済に影響が出てきていると思います。

今後、国等から様々な通知、通達、対策等が出てくると思いますので、町としましてもそういった国からの通知、通達等をしっかりと受け止めて、迅速な対応を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○7番（三村孝信君） 終わりにします。

ありがとうございました。

○議長（小坏 孝君） 以上で7番三村孝信君の一般質問を終結いたします。

散会の宣告

○議長（小坏 孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日、12日は議事整理のため休会とし、13日は午後2時に本会議場において再開し、議案質疑から入りますので、開議10分前までに時間厳守の上、控室にご参集くださるようお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 4時51分散会